

警察政策学会資料 第138号
令和6（2024）年12月

近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—（第五輯）

警察政策学会
警察史研究部会

序文+〈情報の海に漂う「価値」～ピカソかピカチュウか～〉

警察政策学会警察史研究部会長 新谷珠恵

この度、警察政策学会様のご厚意により、同学会資料第138号として『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—（第五輯）』を発行することができ、誠にありがたく光栄に存する。日々の研究活動を総括し、改めて精査することにより、新たな視点をご提案すると同時に、今の社会の在り方を理解し、将来の方向性に関するスキームを探る契機となることを期待する。

歴史研究は、決して、過去の史実研究にとどまるものではない。今現在、ひいては未来の「豊かな世」を構築するに資する知見を与えるものであると信じる。歴史は人間活動の道のりの足跡である。複雑で広範なあらゆる要素が、絡み合い、その結果として生じた事象と言える。

単に事実の追究や調査、事実の検証や列挙に終わるものではなく、人間研究、社会研究、自然科学研究等をも総合的に俯瞰し考察し、哲学する姿勢が求められよう。

そのような信念のもと、肅々と調査研究方法や有意義なフィールドを模索しながら、しかし熱意を以って活動していることをご理解いただければ幸いこの上ない。当部会の今後のより活発な活動推進に向けて、大きなお力添えをいただき、重ねて心より感謝申し上げ、深く感謝する。

今回の警察政策学会資料 第138号（第五輯）の編集の方針は、以下のとおりである。

- ・原則として昨年度刊行の警察政策学会資料第四輯発行後に作成の『大警視だより』続刊 第18号～第20号所載のものから選び、再編集の上再録する。
- ・多くの部会員及び大警視川路利良研鑽会会員のものを載せる。
- ・警察史研究部会のその時期の活動歴史を辿れるよう配慮し、部会の記録誌としての性格を強くする。
- ・大学等専門機関にてご研究をされ、学術界の発展に大きく寄与している方々の特別寄稿論文を載せる。

まず特筆すべきは、大警視川路利良研鑽会川路名誉会長先生ご講演会録である。警視庁創設150年記念として、川路名誉会長先生にご登壇いただき、貴重なお話を伺うことができた。いかなる時代、どの方面においても、世の発展に資するべく、真摯に誇りと柔軟性を以って、責務に邁進することの重要性と尊さを改めて認識した。大警視の偉業は今に繋がっているとの実感を得た次第。

そして、「浦郷官修墓地」関係集には、今まで知らなかつた事実に、大いに心を動かされた旨を述べさせていただいた。警察は、職務に命を捧げた方々を丁寧に弔い、心底より敬い感謝し、永きにわたり大切に供養している。西南戦争の昔、無名の帰省叶わなかつた病死の方々も同様。浦郷では、それを今も守っているのは、地域の方々。日本人の心の故郷がここに在ると感じた。この活動に対しては、今年6月5日に緒方禎己警視総監から感謝状が贈呈されたことを付記する。

また、大警視川路利良研鑽会会員笠井聰夫氏「警察手眼と牧民之書」と小部会前部会長

廣瀬權氏「井黒弥太郎『追跡 黒田清隆夫人の死』を読む」は、川路大警視研究上の大変な御労作である。御熟読いただきたい。

その他、様々な分野、視点から、多くの示唆に富む論考、及び、高度な研究活動から得られた専門的な知見等を掲載させていただいた。誠に幸いこの上なく、諸先生方に、心より感謝申し上げたい。とりわけ、重田麻紀先生、佐々木健先生、小野博司先生及び阪本尚文先生のご高教、ご指導は、何にも増して、部会員の資質向上、成果創出の推進力であり、意欲を高めて下さっている。今後とも変わらぬご指導を、伏してお願いする次第である。

社会は複雑で予想は困難を極める。数えきれないそれらすべての要素を含めた相互作用が影響を及ぼし合い、その中で個々の事象が日々、生起している。

警察組織は、いわば、守り神たる役目を負い、社会のひずみから国民を第一義的に守る砦である。全方位的に、あらゆる方策と努力で成果を創出する姿は、国民の尊敬と感謝を集めている。

現代の社会を読み解き、理解しさらにこれから先を予測し、最善の道は何かを考察するカギは実は、今までの人間社会、自然界の変化の中にあるのかもしれない。

「歴史研究を通して広く世を哲学する」という果てしなく高い目標を胸に、一同、日々活動してまいりの所存である。

当部会は、これからも活動に勤しむ所存であるが、学会の皆様におかれでは、どうか引き続き、是非とも大局を見据えてのご高見を賜りたく存する。日頃より、温かく小部会をお見守り下さる御心には、一同、感謝の念は絶えず、今後とも、厳しく御指導、御鞭撻の程お願い申し上げたい。

以下、折角なので次頁以下のようなことを書いておきたい。混迷の現代、溢れる価値観に翻弄され、人々は揺蕩う舟の如く、その行き着く先もままならない。だが、行き先を決め、辿り着くのは自分自身の力のほかはなく、そう心に決めて生きねばならないと感じている。

(令和6(2024)年12月17日記)

〈情報の海に漂う「価値」～ピカソかピカチュウか～〉

ポケモンカード高額落札のニュースに触れて

人気アニメ「ポケットモンスター」ピカチュウのトレーディングカードがこの9月、ニューヨークサザビーズで競売にかけられ、36万ドル（約5160万円）で落札された。同じカードが公式流通したのは計39枚のみで、2021年には527万5千ドル相当で取引し、22年には、最高額のポケモンカードとしてギネス登録を果たしたこと。

ポケモンカード高額落札ニュースには、誰もが驚かされるに違いない。あり得ない、馬鹿げているという感情が交錯する。報道価値があるということは即ち、そう感じる人が少なくないという事実の現れに違いない。

衝撃はピカソ落札額以上か

では、ピカソの絵ならどうか。

昨年ニューヨークでサザビーズが開催したオークションで、パブロ・ピカソの肖像画「Femme a la Montre」が1億3900万ドル（約209億7200万円）余りで落札され、その年世界最高額の美術品落札額。2015年に総額1億7930万ドルの値を付けた「アルジェの女たち バージョンO」に次ぐ高額落札となった。

これに対しては、ピカソの落札額がケタ違いに高額であるにもかかわらず、驚きこそすれ、ほとんどの人が納得するだろう。比すれば格段に安いピカチュウ落札額に対する思いとは別物である。その違いは何か。

この複雑な感情はどこから

双方、土台は紙、布、絵の具、インクなど。多少の特殊加工技術等の問題はあるが、素材は、基本的には、そのような素材から構成されているはずだ。決して宝石が散りばめられていたり、純金でできているわけではない。

なのに、ピカソは許せても、ポケモンカードのこの額には、他人事ながらモヤモヤする。間違っている、もっと有効に使うべき。私はもはやこの社会にはそぐわない人間なのか。漫画を描いた玩具のカード一枚に、、。

まるで自分の人生、人格までも否定された気持ちになり、この世に絶望感さえ覚えてしまうのは何故か。

この嘆きなり憤りなりを収めるべく、「考えて」みることにした。

モノの価値とは何か

そもそも、価値とは何だろう。

価値論については、大昔から、著名な哲学者たちが議論を重ねている。

モノの市場価値等、現実的なことも、経済学において様々な説があろう。しかしながら、私のような凡人には、到底理解が及ばない故、自分を納得させる為には、無知蒙昧なりの答えを自ら見出さねばならない。

結局、金銭が大事と思うからか

落札額の大きさイコール「価値」ではなく、単なる「価格、値段」である。市場価値、経済の世界における、モノの取得にかかる“金額”的に驚いているに過ぎない。

即ち、私たち一般人は、ほかでもない、“お金”自体に最も「価値」を置いてしまってい

るから、驚くし様々な感情を生むのだと気づいた。

またその金銭も。お金持ちは〇億円と一般庶民の〇億円とでは、全く成す意味が異なり、いたって相対的なものだろう。私は貧乏庶民だからして、羨望から、最善でない愚行と騒いでいるに過ぎない。税金でもない個人のお金。余計なお世話である。

なのに、引っかかるのはなぜか。

希少性と内在する質の高さ

ポイントは、何よりも、そのモノが、芸術性や独創性等ひいては教養、文化の高さをいかに反映しているか、またどれだけの時間と労力がかけられているかにあろう。これが最も重要な点なのかもしれない。積み重ねた修行や特異な才能が表出された、言わば重々しい芸術なのかどうかだ。アニメキャラクターのデザイン性も、従来の芸術と同等に尊重できるかどうかが問われている。

はつきり言えば、高尚な一点モノの芸術作品と、たかがゲームのアニメキャラの量産カードだろうという心理が働いているに違いない。

翻って、膨大な数の類似品の中で、その微妙な違いにこそ希少性があるのだという指摘もある。砂粒のごとく稀有なもの。すると、希少性の視点から、価値も180度変わるかも知れないが、しょせん、という気持ちは消えない。

個人の志向性の問題か

では、個人の志向性の方向性と強さが肝なのか。対価を支払う人が、そのモノにどれだけ興味、愛着、熱狂的な固執があるかも大事な要素だ。(固執と言ってる時点でまだ否定的な感情が伺われる)これは、人の”個人的な”志向の問題であり特殊なこと、なのだろうか。

モノの価値は実は他人次第

ここで思い至る。

そうか、キーワードは、

「その時に自分が居る社会、そして帰属するコミュニティが共有する価値」なのだ。ぐだぐだ考えて、結局、わかりきった当たり前に帰結した。

つまり、他人が欲しがるから意味がある。広くても狭くとも、自分が”帰属している”と認識する集団で共有されている価値観がすべてなのだ。現代は、それが広がり、多様な展開を見せていくに過ぎない。そのコミュニティの中では、至極適正な取引の対価なのだろう。

対象物は変われど、広く世界であれ、自分が所属する狭いコミュニティであれ、「他の人が欲しがり貴重だとするものが、自分にとっても一番」であり、「皆が垂涎のモノを所有する者は羨望の的、憧憬、尊敬される人」となり、そこに価値があるのだと思い至る。

実際、有名スポーツ選手の私物、使用品等も億レベルで取引されているし、一見、古布のような着古した希少Tシャツも、一枚百万するものもある。ピカチュウレアカードも、自分は力のある特別な者となるに至るための同様のツールなのだ。

人は相対的な価値を重視する

やはり人間はあくまでも、社会的動物であり、他人を以って自分を対象化する生き物なのだ。所詮、他人を鏡として自分を見、他人からの評価を認識し、それに拠って自己を査定するしかできない。

「他人がどう思おうと、自分は稀に見る天才である」などと確信できる強靭な精神を持つ人は稀有であり、それはそれでまた、往々にして、他人からは別の評価を受けてしまうだろう。

一方、他人は全く興味を持たないが自分だけが、その対象に異常に執着する、ということもあるだろう。だが、それがささやかなもの、理解できる範疇のもの以外は、だいたい、「向こう側」に行ってしまっている人に違いない。警察にとっては親和性が高い人たちであるかもしれない。

社会規範が決める「価値」

そのモノが存在している時代なり国なり、社会なり、文化、宗教観なりによっても価値観は変わる。平和か、衣食住が豊か等の世情、状況によっても異なるだろう。複雑な社会的要因も影響している。

結局、見方考え方なんぞは、人それぞれ。単に"モノ"どころか、人の生き様においても、時代によって全く違ってくる。

例えば、昔は武士の魂こそが、最も大事にすべきものであったろうし、忠義、面目、下命、義理、潔白の証明、などの為に、金どころか命さえも、現在の感覚ではいとも容易く、捧げていたではないか。しかもそれが誉れとして一族褒め称える誇りでもあったろう。

「人一人の命は地球よりも重い」という現代日本の常識的な考えとはかけ離れている。これもまた、他国では、同時代の今に生きていても、自ら神に命を捧げることが最高の誉れであったりもして、多様極まりない。

最も重要な"命"でさえこうなのだから、"モノ"の価値などは天地ほど異なるに違いない。

多様性の変化

歴史研究は、現在とは異なる価値観や社会様式に触れ、感銘を受け驚嘆し、常に新鮮な感動を得ることのできるロマン溢れるものだと感じている。

だが同時に、特に日本では、従来、社会全体が一様というか、あまり飛び抜けた人や考えは排除、否定されがちで、正規分布の中央の山が大きく、偏差が小さかったことに気づく。もちろん、そのおかげで国や民が得たものも大きいが、価値観の幅はそう広くはなく、「みんな」「普通」「外れぬよう」が内なる合言葉で来た側面もある。

もちろん、集団によって、正反対だと感じることもあるが、大きく俯瞰して見れば、実は同じ軸の上に居たにすぎないのかもしれない。

ネット時代のビッグバン

今の世は、グローバル、多様化が叫ばれ、個人主義が一般的になりつつあるため、考え方にも大きな変化が求められ、分断の危惧も大きい。

干渉し合わないコミュニティがバブルのように多数存在しており、各々の中で同じ価値観を共有し、時に非常に強い心理的束縛や制約を甘受する。その数と幅、各々の勢力の強さが増している。リアルでないネットで繋がるものも含めて、星の数ほど存在し、膨大かつ強固な凝縮性を示しているものも多い。

ネット上では、地縁の枠を越え、複数のコミュニティに同時に帰属でき、更に頻繁に変えることが可能、すべて自由。自ら望めば、「多様性」の無限ループの海に入ることができる。千手観音のごとく多様な価値観を同時に手にし、共存させることも可能であろう。

地縁感覚が薄れるに連れ、また情報の海に漕ぎ出すに連れ、もはや我が國の統一した理念や常識というものは薄れており、それこそは戦後、目指してきたことなのかもしれない。遂には、生来の地縁から逃れ、都會に集まる人が非常に多いのも理解できる。もはや、自分が生きる場所は町や村ではなく、自己の中に在る広い「世界」なのだから。

一方で、大災害に遭っても、絶対にこの地を離れたくない、近隣の人たちと共に暮らしたいと願う人たちも多いことに感動も覚える。

従来、幾度か社会の大転換を迎えても、見事に適応、順応してきた日本人。これからどうなる日本。歴史の中に、その答えを示唆するものがあるかもしれない。

モノは流転の運命を内包する。

ピカチュウカードは初めは一枚の紙。そこから、社会的、商業的、心理的など様々な付加価値により、莫大な金銭価値を備えるモノと化した。どこぞのスポーツ選手グッズ然り、今後、どのように、その取得対価が変化していくのかはわからない。価値無きものとなる可能性もある。ただ、どんな時でも、終始一貫、一枚の紙であった時の価値しか認めない者もいよう。

普遍で不変の価値を希求するのが人間の本質。金銭価値とは次元が異なる「真善美」「理」「法」「道」等を尊重し追い求める気持ちを根底に抱くのは人類共通。そうした変わらぬ価値に比すれば、変遷するモノの価値など、瑣末なことである。モノに心をとわられすぎてはならない。

時空を超えての違いを超えて、終始一貫、人間が希求し続けるものがあるとしたら、それを追求し共有する努力が、最も尊く、必要なのかもしれない。そのための一つの方法として、史実、歴史を研究することが大きな役割を果たしていると強く信じるところである。

人間は考える葦である

ということをつらつら考えていたら、難しいことはわからないが、なんだか「貴重なポケモンカードが手に入っておめでとう！」と思ってきた。そう素直に言えるのが、いわゆる多様な価値観を認める賢い人であるように思えるし、そもそも瑣末なことである。そう思えなければ、もはや時代に遅れた化石かもしれない。自分とは掛け離れた価値観をも、最低限“否定はしない”能力が求められている。

やはり、人間は考える葦である。

パスカルの言葉は真なり。

人間は、自然のうちで弱い存在ではあるが、思考することができる的是偉大である。勝手に自分の理屈で手前ミソの論理で、結局、当たり前のことを確認しそれで納得できてしまうのだから。

人間は、身体や精神の安定を図る為の、ホメオスタシスのシステムもちゃんと働いていることであるし、自律神経を乱したら大変。人間が持てる武器を意識して稼働させつつ、心穏やかに生きねばならないと改めて自戒した。

[凡　例]

- ・警察政策学会警察史研究部会では、創部（再設置）の平成 13（2001）年度以降及ばずながらも近世、近代の警察史研究に配意してきており、定期的に研究例会を開催するとともに、その主たる成果については、隨時「学会資料」及び「学会資料・別刷」として作成、発行してきた（下記【附録】参照。）。加えて、この間別途多岐にわたる個別研究をも実施してきており、多少の蓄積をみていたところであった。ただし、これらは分量その他の事情で、単独の「学会資料」としては作成し得なかつたが、いくつかについては、その都度、学会機関誌『警察政策』、警察大学校編集『警察学論集』及び大警視川路利良研鑽会編『大警視だより』続刊等に寄稿するなどして、極力資料化に努めてきた。
- ・その後、これらを集成するものとして、警察政策学会様の御高配を賜り、同学会資料として『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心として—』の名の下に、論文、資料集を作成できることと相成り、既に第一輯、第二輯（上、下冊）第三輯及び第四輯を発行した（警察政策学会 HP <<http://www.asss.jp/>> 参照。）。今次作成の本輯は、その第五輯に当たり、主として上記第四輯発行以降に作成したものその他を収録している。
- ・部会員の論稿に加え、従前と同じく、大警視川路利良研鑽会名誉会長川路利永氏はじめ部外の御高名な諸先生方から貴重な御玉稿を賜った。厚く御礼申し上げるものである。
- ・警察史研究部会員、大警視川路利良研鑽会会員及び警察関係者以外の御論稿には、「特別寄稿」を各稿冒頭に掲げるとともに、所収各論稿末尾に初出誌名を記した。
- ・附録として、警察史研究部会及び大警視川路利良研鑽会作成資料の一部を収録した。
- ・索引は、本輯も僅かに各執筆者寄稿文表題検索のための「簡便索引」のみを掲載した。

【附録】警察政策学会警察史研究部会等作成資料一覧（抄）

- 1 警察政策学会学会資料（限第 110 号以降。<<http://www.asss.jp/>> でも閲覧可能。）
 - ・第 110 号『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—』（警察史研究部会、令和 2（2020）年 5 月 8 日刊）（序文：廣瀬権部会長）
 - ・第 114 号『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—（第二輯）』（武藤誠氏・加藤晶氏・福永英男氏・戸高公徳氏追悼記念論集 上冊）（警察史研究部会、令和 3（2021）年 5 月 8 日刊）（序文：廣瀬権部会長）
 - ・第 115 号『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—（第二輯）』（武藤誠氏・加藤晶氏・福永英男氏・戸高公徳氏追悼記念論集 下冊）（警察史研究部会、令和 3（2021）年 5 月 8 日刊）（序文：廣瀬権部会長）
 - ・第 121 号『明治の内政・治安政策と武士の終焉』（警察史研究部会、令和 4（2022）年 7 月刊）（鈴木康夫氏執筆）
 - ・第 122 号『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—（第三輯）』（福永英男氏・原田弘氏・松井幹郎氏追悼論集）（警察史研究部会、令和 4（2022）年 5 月 8 日刊。電子版として刊行）（序文：廣瀬権部会長）
 - ・第 130 号『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—（第四輯）』（警察史研究部会、令和 5（2023）年 8 月刊）（序文：廣瀬権部会長）
 - ・第 138 号『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—（第五輯）』（警察史研究部

会、令和 6 (2024) 年 12 月刊) (序文 : 新谷珠恵部会長) (本輯)

2 警察政策学会学会資料・別刷

- ・『警察協会雑誌目次集—警察政策百年の論述—』(警察政策学会資料・別刷。警察政策学会・(公財)警察協会、平成 25 年 12 月刊。序文等 : 金澤昭雄警察協会会长、加藤晶部会長、廣瀬權警察協会専務理事) <<https://www.keisatukyoukai.or.jp/pages/20/>>
- ・警察政策学会警察史研究部会編『武藤誠先生略年譜・著作目録』(警察政策学会資料・別刷。警察政策学会、平成 26 (2014) 年 11 月 7 日刊。序文 : 加藤晶部会長)
- ・警察政策学会警察史研究部会編『令和元年度警察史研究部会特別調査研究報告書 近代警察史関係文献目録抄—川路大警視検討を中心に—』(警察政策学会資料・別刷。令和元 (2019) 年 10 月 1 日刊。序文 : 廣瀬權部会長)

3 大警視川路利良研鑽会刊行物

- ・『大警視だより』続刊 ((復刊) 第 1 号 (平成 28 (2016) 年 3 月 31 日刊) ~ 第 20 号 (復刊者 : 加藤晶氏 (1930~2019)。最新刊、令和 7 (2025) 年 1 月 1 日刊)) (『大警視だより』創刊 : 平成 23 (2011) 年 6 月 13 日刊、創刊者 : 鹿児島市松井幹郎氏 (1935~2021)、最終刊 : 第 29 号、平成 28 年 2 月 13 日刊。他に臨時特別号 1 号発行。通巻全 30 号)
- ・『【CD 版】加藤晶会長追悼記念 大警視川路利良関係資料集[「大警視川路利良聖地巡礼」ガイドブック]、『大警視だより』、『大警視だより』続刊及び『大警視川路利良関係文献集成』』(大警視川路利良研鑽会、令和元 (2019) 年 9 月 1 日刊)

【新刊紹介】(抄) [初出: 『大警視だより』続刊第 18 号、改訂]

- ・『早稲田大学法学会百周年記念論文集 第一巻 公法・基礎法編』(成文堂、令和 4 (2022) 年 12 月 28 日刊) <<http://www.seibundoh.co.jp/pub/search/038528.html>>
- ・『法の思想と歴史』第 3 号 (信山社、令和 5 (2023) 年 4 月 17 日刊。石部雅亮氏 (大阪公立大学名誉教授、1933~2023.12.7) 責任編集)、第 4 号 (同、令和 6 年 12 月 7 日刊)
- ・長尾宗典氏 (1979~) 『帝国図書館—近代日本の「知」の物語』 (中公新書、2749、中央公論新社、令和 5 (2023) 年 4 月 25 日刊)
- ・永田尚三氏 (1968~、関西大学社会安全学部教授) 『日本の消防行政の研究—組織間関係と補完体制—』 (一藝社、令和 5 (2023) 年 5 月 10 日刊) (魚谷増男氏 (1927~2017) にも言及) <<https://www.hanmoto.com/bd/isbn/9784863592711>>
- ・北康宏氏 (1968~) 『中田薰』 (人物叢書、吉川弘文館、令和 5 (2023) 年 8 月 1 日刊。中田薰氏: 1877~1967) <<http://www.yoshikawa-k.co.jp/book/b626819.html>>
- ・磯前順一氏 (1961~) 『石母田正 暗黒のなかで眼をみひらき』 (ミネルヴァ日本評伝選、ミネルヴァ書房、令和 5 (2023) 年 8 月 10 日刊。石母田正氏: 1912~1986)
- ・今野元氏 (1973~) 『上杉慎吉 国家は最高の道徳なり』 (ミネルヴァ日本評伝選、ミネルヴァ書房、令和 5 (2023) 年 9 月 10 日刊。上杉慎吉氏: 1878~1929)
- ・上山安敏先生追悼文集編集委員会編『上山安敏先生追悼文集』 (私刊、令和 5 (2023) 年 10 月 28 日刊 (御三回忌)、上山安敏氏: 1925~2021) (京大学術情報リポジトリに収録)
- ・『柴田光蔵先生追悼集』 (私刊、令和 6 (2024) 年 1 月 1 日刊、柴田光蔵氏: 1937~2022)

〔目 次〕

序文+	〈情報の海に漂う「価値」～ピカソかピカチュウか～〉	
	警察政策学会警察史研究部会長 新谷珠恵	(1)
〔凡 例〕		(7)
第1編	廣瀬權警察政策学会警察史研究部会長・大警視川路利良研鑽会会长退任記念集	1
【謹告】	警察政策学会警察史研究部会長及び大警視川路利良研鑽会会长の交代	1
「Hello,Goodbye」	大警視川路利良研鑽会会长 川路利永	1
【特別寄稿】	講演に際しての雜感—廣瀬權会長の御退任を惜しみて—	
	慶應義塾大学文学部古文書室 重田麻紀	2

第2編	新谷珠恵警察政策学会警察史研究部会長・大警視川路利良研鑽会会长就任記念集	5
就任御挨拶		
	警察政策学会警察史研究部会長・大警視川路利良研鑽会会长 新谷珠恵	5

第3編	武藤誠先生記念集	9
(再録)	武藤誠先生「西郷と大久保の手を握らせよう」『みなみの手帖』第13号	
(昭和 50 (1975) 年 8月 30 日刊) (附載: 御令室武藤都喜子様御書翰)		9

第4編	川路名誉会長様御講演会特集	12
【川路名誉会長様御紹介】		12
警視庁創立 150 年によせて—川路大警視あれこれ（御講演要旨）		13
閉会挨拶—川路名誉会長様、川路家の益々の御発展を祈念して—		
	大警視川路利良研鑽会会員 笠井聰夫	16
松井幹郎先生、加藤晶会長と大警視川路利良研鑽会、『大警視だより』		
及び『大警視だより』続刊のこと		16
【紹介】	本令和 6 (2024) 年度「川路大警視研鑽」企画一覧	8
川路大警視の展墓について	警察政策学会警察史研究部会員 小野田博光	18

第5編	川路大警視検討集	19
【特別寄稿】	田原坂：警察と近代と紙幣と	
	京都大学法学系教授 佐々木 健	19
警察手眼と牧民之書	大警視川路利良研鑽会会員 笠井聰夫	21
井黒弥太郎『追跡 黒田清隆夫人の死』を読む		
	警察政策学会警察史研究部会・大警視川路利良研鑽会顧問 廣瀬 権	23

第6編	「浦郷官修墓地」関係集	31
官修墳墓について	警察政策学会警察史研究部会員 小風 明	31
令和 6 年度横須賀市「浦郷官修墓地墓前祭」と警視総監から		
横須賀・深浦町内会へ感謝状贈呈	警察政策学会警察史研究部会員 白井良雄	35

第7編 法制史・警察史研究その他	36
【特別寄稿】五十而知天命—「外地法制誌」と中村涉—	
大阪大学大学院高等司法研究科教授 小野博司	36
【特別寄稿】1939年度『大塚久雄先生講義プリント』をめぐって	
警察政策学会警察史研究部会員 福島大学行政政策学類准教授 阪本尚文	38
ある日の久保正幡先生—北康宏教授御新著『中田薰』に接して—	
警察政策学会警察史研究部会員 吉原丈司	40
元警察大学校資料主幹・渡辺忠威先生を偲ぶ	
元広島県広島南警察署長 松岡一正	42
【追悼辞】元警察政策学会警察史研究部会員齋藤眞康氏の御長逝を悼む	4
【謝辞】小杉修二顧問格部会員・会員の御退会に寄せて	47
神奈川県警察雇チエー・ブレメルマンについて	
警察政策学会警察史研究部会員 小野田博光	44
高千穂峰と坂本龍馬——ランニングで巡る歴史旅日記 9	
大警視川路利良研鑽会会員 松宇正一	48
【附録】警察政策学会警察史研究部会等作成資料一覧（抄）	（7）
（参考）川路利永名誉会長、新谷珠恵部会長及び廣瀬權顧問最近著作目録（抄）	51
【史料紹介】	30
【新刊紹介】（抄）	（8）
跋	51
〔簡便索引〕（執筆者等索引）	52

（前輯（第130号、令和5（2023）年8月刊）紹介（抄））	
序文 警察政策学会警察史研究部会長 廣瀬 権	（1）
「昭和97年」 大警視川路利良研鑽会名誉会長 川路利永	1
「バタフライエフェクト」 大警視川路利良研鑽会名誉会長 川路利永	4
2022（令和4）年とは—「悟性的な笑い」と「利他の心」	
警察政策学会警察史研究部会長 大警視川路利良研鑽会会長 廣瀬 権	7
大警視と東京（アズマ）獅子—所謂南洲暗殺事件の真相—	
大警視川路利良研鑽会会員 笠井聰夫	10
横須賀の「官修墓地墓前祭」の運営について（（参考）令和5（2023）年度	
「官修墓地墓前祭」紹介 警察政策学会警察史研究部会員 白井良雄	18
神川武利氏著作年譜抄—『近代警察史関係文献目録抄』補遺の一として—	21
【特別寄稿】親を「不孝する」ということ—中世における不孝の罪責と親子関係断絶—	
國學院大學栃木高等学校教諭 瀬賀正博	30
【特別寄稿】都市と警察：ポリスのポリス 京都大学法学系教授 佐々木 健	38
【特別寄稿】行政争訟制度史研究の課題—埼玉県における訴願裁決事例の紹介をかねて—	
神戸大学大学院法学研究科教授 小野博司	46
【特別寄稿】満鉄図書の旅、満鉄図書への旅	
警察政策学会警察史研究部会員（福島大学行政政策学類准教授） 阪本尚文	48
日本百名山駒ヶ岳 4座踏破と長岡藩家老河井継之助—ランニングで巡る歴史旅日記 7	
大警視川路利良研鑽会会員 松宇正一	57

第1編 廣瀬權警察政策学会警察史研究部会長・大警視川路利良研鑽会会长退任記念集

【謹告】警察政策学会警察史研究部会長及び大警視川路利良研鑽会会长の交代

警察政策学会警察史研究部会長廣瀬權氏には、平成31（2019）年4月1日に福永英男第二代部会長の後を継いで第三代部会長に就任され、『近代警察史の諸問題』（警察政策学会資料）を創刊されるなど部会隆盛のため多大の御功績を残されたが、令和5（2023）年度末をもって退任された。同氏は、また大警視川路利良研鑽会会长を令和元（2019）年5月8日に逝去された加藤晶氏（初代部会長）から引き継がれ、加藤氏の遺願である『大警視だより』続刊の継続的定期発行に努められたことをはじめ、川路大警視研究、研鑽にも大きく貢献、寄与されたが、同会長も併せて辞された。後任の警察政策学会警察史研究部会長及び大警視川路利良研鑽会会长には、令和6（2024）年4月1日付けで新谷珠恵氏が就任された。廣瀬氏の長年の御高教、御指導に深く感謝するとともに、新谷氏により部会、研鑽会ともが更に発展することを願うものである。

本号は、「廣瀬權警察政策学会警察史研究部会長・大警視川路利良研鑽会会长退任記念号」として発行する。廣瀬氏には今後は顧問として両会をお支えいただくなっているが、同氏の益々の御活躍を祈念いたす次第である。 （令和6（2024）年4月1日誌）

[初出：『大警視だより』続刊第19号]

「Hello, Goodbye」

大警視川路利良研鑽会会长 川路 利永

これは私の大好きなザ・ビートルズの名曲である楽曲のタイトルです。1967年11月に発表されたものです。世界中で行っていたライブコンサートをやめて、スタジオ録音のアルバム作りに専念してから創った楽曲のひとつです。当時発表された時に私は「ハロー・グッバイ」と言うタイトルのセンテンスに不思議な違和感を感じた事を記憶しております。「この世の中に於ける相対するもの」として、黒と白、YesとNo、止まれと行け、HelloとGood bye。更に男と女、高いと低い、正確さと不正確、上と下。物事には、常に二面性が存在すると作詞作曲したポール・マッカートニーは言っています。軽いポップスの曲でありながら、エンターテイメントとしては素晴らしい作品であると思います。歴史の流れや事象の変化はそれらの二面性や相対性にあるのではないかと考えられます。

廣瀬先生は令和元年5月に故加藤晶先生の後を引き継がれ、大警視川路利良研鑽会の会長として『大警視だより』の深化にお務めくださいました。廣瀬先生と電話で初めてお話ししましたのは、過去の大相撲春場所の話でした。横綱稀勢の里が日馬富士戦で左肩を打撲し、満身創痍で優勝を勝ち取った話でした。力士というのは考えられない精神力を持っているという話に終始した事を記憶しています。奇しくも、本春場所に尊富士が右足首靭帯損傷の満身創痍の姿で優勝した時には、稀勢の里優勝の事を思い出しました。また私の

ジャストアイデアでお話ししました「研鑽」と「インプット」をテーマに、いろいろな角度で解析していただきました。廣瀬先生の『大警視だより』続刊における各著作を拝読しまして、思考の深さを感じざるを得ません。数々の『だより』の著作はもとより、昨年発行されました警察政策学会警察史研究部会の『近代警察史の諸問題』(第四輯)の序文には感動しました。廣瀬先生は「宇宙船地球号」の行く末及び我が日本国の在り方を的確に示唆されています。これからも素晴らしい「突破力」を發揮していただきたいと思います。会長職のお勤めご苦労様でした。これからは顧問というお立場でご指導ください。

4月から大警視川路利良研鑽会の会長に就任されました新谷会長、よろしくお願ひ致します。新谷会長とはまだお目にかかった事はありません。ご挨拶の電話をさせていただいて、新谷先生は海外留学のご経験もあり、洞察力と見識力を兼ね備えた素晴らしい御人物であると印象を受けました。今後の大警視川路利良研鑽会の進むべき将来が更なる深化を遂げますように期待しております。

最後になりますが、最近NHKのドキュメンタリー番組を観てたら印象深い演説がありました。ドイツ連邦共和国の首相であるブラント氏の就任演説です。「国民は自らの歴史を冷静に、振り返る心構えが必要です。なぜなら過去を記憶する者だけが、現在を見極め未来を見通すことが出来るからです。歴史との対話は特に特に若い世代にとって大切です。たとえ生まれる前の事だったとしても、引き継いだ歴史から誰もが自由になれないのです。」

忘れやすい日本人。忘れないドイツ人。 [初出: 『大警視だより』 続刊第19号]

(参考)(下記は『大警視だより』続刊第19号に収載したものであるが、本輯には未収録。)

- ・廣瀬權氏「退任の辞」、・廣瀬權氏「最近気づいたこと—「インプット重視」」、・廣瀬權氏「「研鑽」のこと」、・「前警察政策学会警察史研究部会長・前大警視川路利良研鑽会会长廣瀬權氏稿等一覧」

【特別寄稿】

講演に際しての雑感—廣瀬權会長の御退任を惜しみて—

慶應義塾大学文学部古文書室 重田 麻紀

本論の前に一言述べさせていただくことをお許しいただきたい。大警視川路利良研鑽会の廣瀬会長が3月31日に退任され、顧間に就かれるとのこと。これまでの会へのご貢献・ご尽力についてはわたしが述べるまでもないので差し控えるが、廣瀬会長とは私の指導教員であった田代和生氏を介して出会った。警察の大変お偉い方、と伺っていたので大変緊張していたが、ニコッと微笑まれた時の優しい目元が印象的で、気持ちがふっとほぐれたことを昨日のように思い出す。それからともに古文書を学び、また研修旅行(山口・福島)へも出向き、有意義かつ楽しい時間を過ごさせて頂いた。コロナ禍でそのような機会が長期にわたり奪われたことが悔しくてならない。この紙

面で拙文を掲載していただけるのも、廣瀬会長との出会いがあったからである。改めて感謝申し上げるとともに、今後とも何卒ご指導ご鞭撻を賜りたい。

講演会などで、「長州藩の研究をしている」と言うと、かなりの高確率で幕末というイメージを持たれる。そして、講演のなかでは、吉田松陰や高杉晋作、久坂玄瑞といったような松下村塾関係者らを中心とする中・下級層の「志士」について語ることを期待される…。

これは、わたしが今まで経験してきたことであり、おそらく同じ経験をした研究者も多いと思う。

もちろん、彼らが歴史上の人物として有名であることは間違いない。しかし、徳川時代の身分制社会のなかで、武士の中でも中・下級の層に属した彼らが、本当に身分・階層的枠組みを飛び越えて、藩論・意思決定を主体的に進めることなどできたのであろうか。

明治維新史学会編『幕末維新の政治と人物』(2016年 明治維新史論集1)の「はじめに」にはこのように記されている。

「幕末維新期は、いまだ身分制度が力をもった時代である。政治的影響力を行使できる人々は身分や家格制度のために限られていた。しかし、だからといって君主的な立場の人々や、少数の指導者だけで重大な決定が行えたわけではない。ペリー来航以降、幕府や藩のみでなく、天皇をいたたく朝廷でも、人材登用や「言路洞開」「衆議尊重」のスローガンのもと、従来の身分・階層をこえる政治参加枠の拡大がなされた。そこでは、政治決定の手続きや正当性が鋭く問われる事態が生まれた。」

つまり、幕末維新期においても、身分制度は実質的な効力があり、身分の低い人間がなんらかの目的達成のために活動をつき進めていくことはおろか、ある程度の地位にいても独断でなにかをおこなうことは難しかったのである。ただ、「君臣間の多様なコミュニケーションが展開された」・「幅広く「衆議」「公論」を吸い上げ、最終的に優れた決断を下せる君主が時代の要請として求められた。」ともあるように、ペリー来航という前代未聞の状況下、広く人材登用がなされたことで、意見を述べ情報を得る場所が拡大されたということは事実である。

そのことが一人歩きし、また拡大解釈されることで、戦前・戦中の薩長史觀の延長のようなイメージがいまだに残り、「人気のある歴史上の人物」として捉えられているのだろう。そのため、わたしは講演で「期待」を裏切り、幕末期長州藩藩政における「実働部隊」だったのは、いわゆる中～上級武士であったこと、幅広い意見を吸い上げ藩主に委ねていく存在はかなり上層部の家臣たちであったこと、を指摘している。この構造は、ある意味現代社会の構造と似通っている部分があるような気がするが、だから憧れるようなものではなく、人々は「志士」たちに期待してしまうのかもしれない。

また、「志士」たちが過大評価されるのと対照的に幕末期を生き抜き、明治政府を築き上げた官僚・政治家・学者などへの憧れを持つ人も少ないように思う。とある研究者仲間が某テレビ番組において、「政治家や企業のトップなどがよく尊敬する歴史上の人物に坂本龍馬や吉田松陰などを挙げる。彼らはいずれも明治を待たずして若くして亡くなつており、明治政府を作り上げたメンバーではない。対して、伊藤博文や井上馨、大隈重信など幕末期から活躍し、明治政府の礎を築いた人たちの人気は高くなく「伊藤博文を尊敬している」

などと言うのはほとんど聞いたことがない。」と発言しており、まったく納得した覚えがある。

イメージというのは簡単に変えられるものでもないし、敢えて否定する必要もないのかかもしれない。わたしたち研究者は、「人気」に左右されることなく検証・顕彰をすることが役割であろう。川路大警視はこれだけ多くの「後輩」たちが自分のために活動していることに感謝しているに違いない。

(執筆者紹介) 重田 麻紀 (しげた まき)

慶應義塾大学文学研究科後期博士課程単位取得退学。平成 31 (2019) 年 4 月から萩市須佐歴史民俗資料館特別学芸員。慶應義塾大学文学部古文書室研究員、明治大学文学部兼任講師もされておられる。専門は長州藩家臣（益田家）についての御研究。

[初出: 『大警視だより』続刊第 19 号]

【追悼辞】元警察政策学会警察史研究部会員齋藤眞康氏の御長逝を悼む

元警察政策学会警察史研究部会員齋藤眞康氏（まさやす、1936～2023）におかれでは、令和 5 (2023) 年 9 月 21 日に逝去された。87 歳。寔に痛恨の極みである。謹んでお悔み申し上げますとともに、御冥福をお祈りいたします。同氏は、昭和 30 (1955) 年 4 月神奈川県警察に入り、同県警の諸要職を歴任し、平成 4 (1992) 年 3 月に同県警察本部総務部長に就任された。更に、同 5 (1993) 年 4 月には鳥取県警察本部長に進まれ、同 7 (1995) 年 2 月に退官された。同 13 (2001) 年に再設置された警察政策学会警察史研究部会に入られたが、加藤晶初代部会長、中山好雄顧問格部会員（下記（参考）参照。）、福永英男第二代部会長三氏が共にかつて神奈川県警察本部長で、お親しかったこともあり、部会の有力者として大いに活躍され、多大の御業績を残された。

齋藤氏の御研究は、ヘーン大尉研究から最近史にまで及ぶが、就中神奈川県警察史についての御造詣は極めて深いものがあられた。とりわけ特筆すべきは、現在小部会の大きな研究テーマとなっている横須賀市追浜所在浦郷官修墓地の研究であって、加藤晶氏、戸高公徳氏、臼井良雄氏及び廣瀬權氏とともに、その先鞭を着けられた。『警察政策学会資料』第 110 号（令和 2 (2020) 年 5 月 8 日刊。〈<http://www.asss.jp/>〉）所載の「明治維新の残滓～大いなる忘れもの「官修墓」・川路大警視が率いる西南の役」（129 頁以下）及び「官修墓地の状況を『自警』に紹介」（131 頁以下）の両稿は、いずれもかつて小『大警視だより』続刊に御寄稿のものであるが、当該官修墓地研究の古典的文献であるといえる。近年は御病床に就いておられたが、部会の将来については絶えず気にしていただいていたとお聞きする。後進の者は、同氏の御学恩に感謝するとともに、今後は須らくそのすぐれた御偉業を越えて更に努力していく必要がある。

[初出: 『大警視だより』続刊第 18 号]

(参考)

- ・「元警察政策学会警察史研究部会員中山好雄氏の御逝去を悼みて」『大警視だより』続刊第 18 号（『警察政策学会資料』第 130 号 17 頁に再録。）

第2編 新谷珠恵警察政策学会警察史研究部会長・大警視川路利良研鑽会会长 就任記念集

就任御挨拶

警察政策学会警察史研究部会長・大警視川路利良研鑽会会长 新谷 珠恵

* はじめに

此の度、御高名な廣瀬權先生の後任として警察政策学会警察史研究部会長大警視川路利良研鑽会会长のお役を務めさせていただくこととなりました新谷です。この任の榮に浴するのは無謀なること甚だしい、との自覚はありましたが、尊敬する諸先生方のお側にて、厚いご指導ご鞭撻を賜れますことの喜びの方が勝ってしまった次第です。

歴史と伝統、多くの実績を紡いでこられた当部会及び当会では、今も尚、本格的な研究成果が重ねられています。代々、心血を注いで会を発展させてこられた先生方の熱意と志が、今現在も確かに受け継がれており、精神の継承と共に、その心柱が少しも揺らいでいないことに敬服致しております。

当初、難しい研究や議論が為される部会ということで、正直、私にはハードルが高すぎるというイメージを抱いておりました。しかしそれは、まったくの杞憂であり、危惧にすぎませんでした。実際には、熱心な研究発表、自由闊達な意見交換はもとより、励ましや笑い、呟きも溢れる、心安くも楽しい空間と時間を共有できる場なのです。興味深く中身の濃い内容のため、あつという間の数時間。新たな知見と気づきを獲得できた喜びに満たされます。

それもひとえに、廣瀬先生のお人柄の為せるわざと言えましょう。廣瀬先生が醸成された、此処こそは、人格の陶冶、自己研鑽の場に相応しいと感銘を受けた次第です。幸い、廣瀬先生は顧問として引き続きご指導下さるとのこと、大変嬉しく、安堵しています。

私は、無知なること赤子の如くの未熟者ではございますが、諸先生方の薰陶を受けることができる嬉しさが勝り、無謀な道を踏み出していました。これから、部会員の皆様及び諸先生方と共に、同志の絆を結んでいくことができれば、自ずと道は拓けていく信じます。どうぞ今後とも宜しくご指導賜りますようお願い申し上げます。

しかしながら、実のところ、全くの門外漢ゆえに不勉強極まりなく、慚愧に堪えない心境です。このことを些少なりとも打開すべく、何より、川路大警視のお考えと、まずは真正面から向き合い、少しでも理解を得たいとの想いから、まずは『警察手眼』を原文で読んでみました。

そこで初めて、川路大警視が「警視庁創設 150 年を数えた現警察制度の祖」として、制度面だけではなく。現代にまで生きる、その精神的支柱を打ち立てるという偉業をも成し遂げられた事実を知りました。警察手眼に綴られたすべての言葉は、警察活動の真髓を伝えるものであり、川路大警視が今でもなお、多くの方々から敬愛され続けておられる事実に、納得がいった次第です。

「国民が自然と抱く警察官への畏敬の念」はどこから来るのか？ という素朴な問い。これに対する答えの一つとして、警察官の凛とした姿と献身の働きぶりがありますが、まさ

に、その根源を見た想いに包まれ、胸が熱くなりました。

* 繙承される精神性は

崇高な使命感と高い精神性、確固たる信念。それらを示唆する数々の言葉に、身震いするほどの真摯な姿勢がうかがわれます。

警察権を持つからこそ、自戒、克己勉励、勉強と品行を求め、何よりも自律を重んじるべきというメッセージも強く発せられていると感じます。

ここで、はあー、と溜息。“権力を持つ者であるからこそ、義務と責任をも強く持つべきである”ということを一体、現代に生きるどれだけの人がしっかり腹に据えているのでしょうか。正直、「民主主義社会の実現のために、大きな責任や義務を背負いつつ、その最前线を担う」という真の誇りと自覚を明確に持つ者のみしか、この業務は到底務まらないであろうと感じた次第です。

* 仁愛を持って

艱難を恐れず、気概と高潔なる精神を以って、信念を貫き通す強さ。正義を守る誇りの下、職にある限り努力を重ねよ。大変厳しい示唆が述べられています。

その一方で、繰り返し、情という言葉が重ねられています。情というものの大切さと恐ろしさをわかった上で、冷静沈着で居ることこそが、眞の公正を具現化するために必要なのでしょうか。

そして、仁愛という言葉で大きく警察活動を集約しています。警察活動の発動は、畢竟、人民への仁愛の証なのであるということ。仁愛は、古くは武士道から吉田松陰まで、日本人の魂の中核を成すもの。であるからこそ、大警視の言葉が今も尚、人々の心を動かし、共感を得る大和魂の象徴として、鮮やかに生き続けることができているのかもしれません。

* 公私の別

最も見習うべきは、公私を分けよという趣旨を、繰り返し述べられている点です。情は大事。だが、公私は分けよ。公的使命と私情の別。それは警察の職務にあたるにおいて重要かつ難しいものかもしれません。しかしながら、それこそが国や社会の安全、治安、安寧を守る使命を実現するために、まさに根底を成す精神であろうと考えます。今の世の中を見渡すに、このことをもう一度、警察のみならず、すべての公職、政治に関わる方々に強くお願い申し上げたく思います。

* 新しい価値観の付与と創成の為に

川路大警視は、警察という新たな組織を創設したのみならず、近代法治国家における新しい価値観を日本社会に吹き込み、自ら体現し、警察組織に“命”を吹き込みつつ、警察組織の確立に至る道筋を示したと言えましょう。

現代においては、国際的な人材育成基準等、至る所で、「新たな付加価値を創造できる人材の育成」という点が重視されています。従来のものに、新しい価値を付与できる人、新しい価値を発見し、自ら創造できる人。

そのため必要なことは多々ありますが、温故知新の精神と方策も重要な手段ではないでしょうか。すなわち、昔の事実を研究し、そこから新たに、現在や将来に役立つような知見を得る、ということです。

温故知新とは、古き事説を学び直し、そこから新たな知識や理解を得ること。そして、

新しい情報や知識を得るにとどまらず、既存の知識を再評価し、深めることの重要性を示しています。歴史的な出来事を再考することにより、現代の問題に対する的確かつ新たな洞察を得ることができます。まさに、新たな価値の発見、創造を可能にする活動と言えるでしょう。

世に流布される俗説やイメージを払拭するためにも、歴史の真実、大警視の真の想いをきちんと世に知らしめて記録として残していくことは、大変重要な使命であると、改めて確信するところです。

* 川路名誉会長先生

ありがたいことに、先般、川路利永名誉会長先生とお話しする機会を得ました。警察史研究部会の先生方から事前に伺っておりました通り。まさに、「警察の敬愛を一身に受け、警察そのものの象徴たる」に相応しい大人物であられることを目の当たりにし、大変感動を覚えた次第です。大警視川路利良研鑽会の活動に携わるにあたり、川路名誉会長先生が常に此処に居て下さることこそが会の誇りであり、心強く、我々の活動の確かな推進力にもなると実感致しました。

川路名誉会長先生は、加藤先生、廣瀬先生はじめ、皆様のご業績を大きく評価すると同時に、畏敬の念をお持ちでした。多くの先生方とのご縁もおありのこと、それらも他ならぬ川路大警視のお引き合せであろうと驚いた次第です。総じて、真のご縁に引き寄せられた人のつながりや絆というものは、意図せずとも、長く続いていき、更なる広がりやそこから創出した価値深き物を、確実に世に現していくものなのだと、感慨深く思い至りました。

また、川路名誉会長先生は、私のような未熟な門外漢の拙い考え方や話もきちんと聴いてくださり、さらに優しいお言葉を賜り、感激に胸が熱くなる思いでした。

穏やかな語り口の中にも、深いご造詣と教養の高さと幅広さが溢れ滲み出ていることに、ああ、これが、御人徳というものなのだと、生きた良き学びを得ることができましたことは幸いです。川路名誉会長先生のような方は、なかなかおられません。改めて、お血筋、DNA の持つ力、その家が伝えていく有形無形の尊さというものはこういうことなのだと、大いなる気づきを得ました。このような素晴らしい機会を与えてくださり、心より感謝申し上げます。

* 最後に

私の生家は、警察に特にご縁もなく、甚だ疎い家でした。そんな中で、まだ学生の頃、私は警察に憧れ、父に警察に入りたいと言ったところ、父は動転し「死ぬからダメだ！」と言われてしまいました。まことにお恥ずかしい笑止千万の話ですが、許しは得られなかった次第です。ですが、今思えば、父は父なりに、「警察官は、国民の安全、社会の安寧の為に命を賭けている」という認識を強く持っていた証なのであろうと思います。

こうした経緯もあり、こうして今、警察の皆様のご指導を厚く賜われることが何より嬉しい、かつて抱いていた大望の一端が叶ったようにも思え、幸せに思っております。

警察政策学会警察史研究部会及び大警視川路利良研鑽会の先生方におかれましては、今後とも宜しくご指導賜りますようお願い申し上げます。

(新部会長・会長紹介) 新谷珠恵先生の御経歴その他の御一端は、下記のとおりです。

- ・お茶の水女子大学文教育学部卒業後、都内中学校教諭を経て、渡米。
- ・社会福祉法人内教育研究所相談室専門相談員及びボランティアコーディネーター勤務。
- ・一般社団法人東京都PTA小学校協議会相談役(元会長)。

[初出:『大警視だより』続刊第19号]

(参考) 新谷珠恵「実り多き「警察史研究」に想う」『大警視だより』続刊第19号所収(本輯には未収録。)

【紹介】本令和6(2024)年度「川路大警視研鑽」企画一覧

廣瀬權前研究部会長・研鑽会会長提唱の本令和6(2024)年度「川路大警視研鑽」企画については、次の事項等を予定していたが、いずれもその後順調に実施中(済)である。

*企画行事その他

1 令和6(2024)年6月1日(土)午後

- ・警察史研究部会令和6(2024)年度第1回例会で、川路利永名誉会長様御講演会「川路大警視について」(仮称、「大警視川路利良研鑽会」との共催)、質疑その他を実施。
(⇒『大警視だより』続刊第20号及び本輯12頁以下に概要の一部を収録。)

2 同年10月13日(日)

- ・川路大警視御命日に青山靈園川路大警視墓所に展墓。(本輯に概要の一部を収録。)

3 同年秋

- ・『大警視だより』続刊第20号を「川路大警視研鑽」特集号(仮称)として発行。
(⇒『大警視だより』続刊第20号(通巻第50号、令和7(2025)年1月1日(水)刊、『大警視だより』創刊50号・復刊20号記念号(「川路大警視研鑽」特集))を発行済。)

4 同年秋

- ・警察政策学会様の御許可を得られれば、警察政策学会資料第100号『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心として—(第五輯)』を「川路大警視研鑽」特集号(仮称)として発行。(⇒本輯(第138号)のこと。)

5 「大警視川路利良関係文献抄」の改訂

- ・警察政策学会警察史研究部会編『令和元年度警察史研究部会特別調査研究報告書 近代警察史関係文献目録抄—川路大警視検討を中心に—』(警察政策学会資料・別刷。令和元(2019)年10月1日刊。序文:廣瀬權部会長)所収「第1編 大警視川路利良関係文献抄」の最新改訂版作成(ただし差し当たりPDF版のみ)。(⇒現在作成中)

6 「電翰参考資料」送信システムの整備及び配信内容の充実

- ・警察史研究部会各例会間の新出情報、重要資料等の周知を推進すべく、メールにて会員に早期に情報送信する「電翰参考資料」送信システムを整備。本件は既に本年(令和5年度)1月より運用中。

(⇒令和6(2024)年12月17日現在で、「令和6年度第255号(通巻第285号、令和6(2024)年12月17日発行)」まで発行中。)

[初出:『大警視だより』続刊第19号、改訂]

第3編 武藤誠先生記念集

(再録) 武藤誠先生「西郷と大久保の手を握らせよう」『みなみの手帖』第13号（昭和50（1975）年8月30日刊）（附載：御令室武藤都喜子様御書翰）

（前　　記）

- ・先般警察史研究部会員梅本大介先生から、本会前身の「警察史研究会」創設者のお一人であられ、その後も長く御指導いただいた武藤誠先生（1922～2013）の有名な「西郷と大久保の手を握らせよう」『みなみの手帖』第13号（鹿児島市・みなみの手帖社（鹿児島市下荒田1丁目25の6、平成15（2003）年廃刊）、昭和50（1975）年8月30日刊）23～25頁の写しをいただけたので、再録いたします。梅本先生の御厚情に感謝申し上げます。
- ・武藤先生は執筆時は鹿児島県警察本部長。平成17（2005）年6月18日（土）開催の警察史研究部会配布の同先生編「武藤誠著作目録」によれば、同稿により「この後、鹿児島では大久保利通への排斥機運緩和する。」とのことで、対に記念すべき御論稿であるといえます。御参考に願い上げます。（西郷隆盛：1828～1877、大久保利通：1830～1878）
- ・武藤先生の御高教、御学恩に深謝するとともに、御冥福をお祈りいたしております。
- ・その後武藤先生御令室様の武藤都喜子様から下記の御書状を賜わりました。貴重な御内容ですので、以下に収録させていただきます。御令室様の御健勝を只々祈念しております。

「先日は、“みなみの手帖社”の「西郷と大久保の手を握らせよう」の記事をお送り下さり有難うございました。私は長い間、夫の原稿の清書をしてきましたが、この原稿は記憶になく、初めてのような気がしています。ユニークで面白いという評でしたし、地元の話題にぴったりの話だと思って読み進んでいるうちに、途中から、これはもう一度丁寧に読み直さなくてはという気持ちになりました。

夫は熊本に近い所の出身で、実家に近い道を当時の人々が西南戦争へと通って行ったらしいという話を聞いて育っているようで、歴史好きになり、特に西南戦争については、書かずには居られないほどに興味があったのではないかと思っています。それで、書き続けて来た西南戦争の記事は、結局、“啓正社”的【季刊現代警察】（136号）西南戦争「警視抜刀隊」（7）（平成24（2012）年3月刊）を最後に深い眠りについたのでした。

この最後の記事には、明治天皇が直接、西南戦争で怪我をされたひとり一人を病床に見舞われたことや、亡くなられた人の話に涙を流されたこと、そして、皇后、皇太后両陛下が、女官達と共に包帯を手造りされたことなどが書かれています。平成になって、新しい皇室のあり方を考えておられた当時の天皇、皇后（現上皇、上皇后）両陛下が、災害が起きる度に、現地に出向かれ、膝を交えてお見舞いされるお姿は、まさに、この西南戦争の際の皇室のあり方を倣われたものとお察し申し上げたことでした。

この感動的な記事のあとにはどんな原稿が来るのかと案じたものでした。この度「西郷と大久保の手を握らせよう」の記事を読み返した時、この記事こそ、西南戦争の記事の最後に相応しいものだと思いました。最後になった原稿の三十数年も前に、既にこうして書

き残していたのでした。人を許すことはなかなか難しいことですが、快くお許しくださった明治天皇はじめ、明治、大正時代の先輩達の、西郷、大久保の両雄について、均衡のとれた細かいところまで配慮された深い思いを、しっかりと汲み取ることが大事だと思わずにはいられません。一筆感想を述べさせて頂きました。

かしこ

武藤都喜子（R06-1019）

【再録】



題字・大嵩文雄
表紙・所崎蕃
カット・大嵩文雄
浜崎征人

みみ手帖

No. 13

目 次

巻頭言・競え、百家争鳴！

想	奸雄論
目的の窓	庭の蜘蛛
シドッヂ物語	子どものけんか
ささやかな趣味「盆景」	ささやかな趣味「盆景」
隨	随

古木俊雄	桑原義
西崎正治	本時子
大山楨弥	山城
丸尾末五郎	丸尾
13	11
11	9
6	7
5	6

丸尾
夏目
漠

西郷と大久保の手を握らせよう
狂育のあとさき
—「子殺しの時代」

武藤誠
酒井学

朱寥亭蕭条記
—わが人生はアリフレチ였다
かごしま絵と文

喜久元
谷迫ハルエ

親の因果が子に報い：

大嵩文雄

西行坂
かごしま絵と文

絵文栄
竹井勝志

▲資料▼国分鎌田家古文書（其の二）

喜久元
30

酒福進丸岡田浅谷迫

43
39

短歌・銀河系
赤き風船
詩証言
俳句・記憶
梅雨

内山泰元
上村盛也
内山泰元
48
47
42
29
22
15
39

△ひろば▽自動車をもたない男の怨歌
△小説▽國敗れたあの日
△小説▽天降川
△小説▽つぶての音

萩元光
48
47
42
29
22
15
39

△ひろば▽自動車をもたない男の怨歌	△小説▽國敗れたあの日	△小説▽天降川	△小説▽つぶての音
萩元光	48	47	42
49	42	29	22
72	48	47	42

編集後記

1
3

第4編 川路名誉会長様御講演会特集

[はじめに]

令和6(2024)年度警察政策学会第1回警察史研究部会は、警視庁創立150年を記念し、大警視川路利良研鑽会との共催で、同研鑽会名誉会長川路利永先生をお招きして、下記講演会を開催した。川路名誉会長様の御厚情に深甚の謝意を表するものである。

<講演会次第>

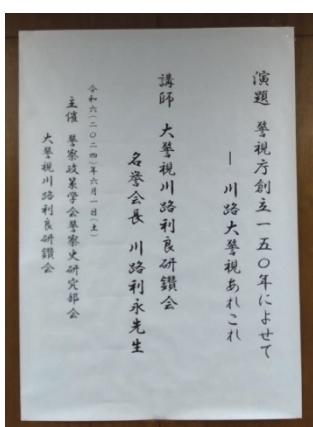
- 1 開催日時 令和6年6月1日（土）午後1時30分～午後4時30分
- 2 場 所 千代田区丸の内3丁目1番1号 日本俱楽部第4会議室
- 3 講 師 大警視川路利良研鑽会名誉会長 川路利永先生
- 4 演 題 警視庁創立150年によせて一川路大警視あれこれ
- 5 出 席 者 御来賓、部会員
- 6 そ の 他 講演に続き質疑応答の時間を持ち、その後川路名誉会長を囲んで茶話会を実施し、最後に部会員堤一幸氏の御配慮で記念写真を撮った。

[目 次]

【川路名誉会長様御紹介】	12
警視庁創立150年によせて一川路大警視あれこれ（御講演要旨）	13
閉会挨拶一川路名誉会長様、川路家の益々の御発展を祈念して一 笠井聰夫	16
川路名誉会長様『大警視だより』続刊御寄稿一覧	（省略）
松井幹郎先生と大警視川路利良研鑽会、『大警視だより』及び 『大警視だより』続刊のこと	16

【川路名誉会長様御紹介】

川路利永（としひさ）様、昭和24（1949）年6月10日出生、早稲田大学高等学院を経て昭和47（1972）年3月 早稲田大学第一商学部卒業、同年 株式会社博報堂入社、平成16（2004）年 同社退社、平成23（2011）年8月 大警視川路利良研鑽会名誉会長に就任。学生時代、社会人（3年間）アメリカンフットボールのプレーヤーとして、アメリカの国技であるこのスポーツに傾倒。また、中学高校時代エレキギターのバンドを組み音楽にも傾倒。「人生感動体験を得る」、「生きてて良かった」をモットーにスポーツ、音楽、旅、読書に勤しまれる。お早めの御退職後更にこの感動体験を重ねておられる。また、それぞれの節目に人生を謳歌する方々との出会いがおありしとのこと。



警視庁創立 150 年によせて一川路大警視あれこれ（御講演要旨）

大警視川路利良研鑽会名誉会長 川路 利永

本日はこの栄誉ある会合にお招きいただき、ありがとうございます。

少しお時間をいただいてお話をさせていただきたいと思います。まず此処にいらっしゃる廣瀬前会長、今までの会長職のお務めありがとうございました。また、新谷会長、研鑽会の新しい方向づけへのお導きをよろしくお願ひ致します。

この研究部会のお招きに当たりまして、いろいろ考えました。例えば川路家の子孫として警察界への考え方、これから警察が目指すべきことなど。しかし日本の警察機構をお創りになられたのは川路利良大警視であって玄孫の私が論ずることは出来ないような気がします。

本日、私の話をさせていただく内容と致しましては、故松井幹郎先生と故加藤晶先生のお話をさせていただきたいと思います。松井幹郎先生のお創りになられた『大警視だより』は私も知りえなかった事実が数々ありました。松井幹郎先生の凄さは、その研究によって『大警視だより』のエキスとも言える川路利良の歴史を紐解いて下さりましたことです。この『大警視だより』をゼロベースからお創りになられました。川路大警視の研究に対する松井幹郎先生のエネルギーにはただただ敬服の念を抱くばかりです。私は博報堂の新潟支社に3年間赴任致しました。その間いろいろな経験をさせていただきました。それをテーマに「越後だより」として、良寛和尚、河井継之助長岡藩家老、山本五十六連合艦隊司令長官。また新潟で知り合いになりました新発田 16 連隊のガダルカナル島の帰還兵である故佐藤典夫氏と彼のお息子さんである新潟日報社 OB の佐藤雅史氏、新潟市関屋で酒店を営む早福岩男氏、JTB の OB であり大学で教鞭を取られた武藤忠男氏を『大警視だより』で紹介させていただきました。

松井幹郎先生は鹿児島県の教職員をご卒業されて、残りの人生を鹿児島県の警察学校で教鞭を取られました。松井先生は入校の面接の時に、面接官に警察官の資格要素を尋ねられた時に面接官は「強固な正義感」ではなく「思いやりでごわんそ」という返事を聞いてびっくりされたそうです。そして「警察手眼」に出会い、感動して警察学校の教鞭を取ることになられたそうです。多分それまでは川路利良の知識は少なかったことと思われます。60歳を過ぎてから川路利良大警視の研究に没頭されましたから、その集中力は大変なものであったと思います。今まで私も川路利良大警視の偉業は良く知りませんでした。『大警視だより』と松井先生を通じて川路利良との距離が少し近くなりました。松井先生はその御生涯を閉じられるまで川路利良大警視の研究に没頭されていたことと思われます。私の身体が健康なうちに泉下に眠られている墓地にお詣りに行くつもりです。

『大警視だより』続刊号では 19 号もの巻頭言を書きました。私の生活信条は「人生感動体験の積み重ね」であることから、仕事、旅、読書、音楽を通じて、テーマを選んでおります。

初代大警視川路利良研鑽会の会長をお務めになられた加藤晶先生は新潟県新発田市のご出身という事を伺いました。新発田市は私の大好きな新潟県の地域の一つで、新潟を離れ

たあとも度々訪れました。新発田市はあやめが綺麗な五十公野公園（いじみのこうえん）があり、その季節になるたびに参りました。歴史的にも溝口藩が治めた城下町で美味しい食べ物もたくさんあります。偶然ながら、過去の拙稿に「越後だより」として取り上げ、また「西郷隆盛となわた料理」や「繼之助、歳三、そして。」や「もうひとつの越後戊辰戦争」をお読みいただいて感謝しております。

過去に加藤先生から数々のお手紙をいただきました。その中で「祖先を語れる事は素晴らしいことです。」と言う内容のお手紙もいただきました。その当時は加藤先生のお言葉の意味が良くわかりませんでした。ようやく、加藤先生の仰った言葉の意味がわかったような気がします。私が川路利良大警視を通じてこの研究部会にお招きいただき、「共に祖先を語れること」、また新谷会長、廣瀬前会長をはじめ皆々様とお知り合いになれました事が、加藤先生の仰ること「祖先を語れること」の意味ではないかと思います。また加藤先生は「どんな困難にあっても、とにかく継なぐことです」とも仰ったそうです。これらの『大警視だより』を継なぐことによって、川路利良大警視の偉業と警察の歩むべき将来が構築されると思います。19号に渡る『大警視だより』続刊号の作成にあたり並々ならぬ御労苦をされていらっしゃる吉原幹事、江面先生、堤先生、小野田事務局長をはじめとする事務局の方々にも感謝する次第であります。

以下、「日本人のこころ」とでも題して、今少し社会問題的な話をさせていただきたく存じます。

今から10年前の2014（平成26）年10月13日開催「川路大警視生誕180年、大警視川路利良研鑽会発足3周年記念祝賀会」において「無敵の人」というテーマでお話申し上げました。この時のことは、その後松井幹郎先生が鹿児島発行時代の『大警視だより』第22号（平成26（2014）年12月13日刊）にまとめて下さっていますので、機会ございましたらご参照願います。

この時代、凶悪な犯罪が多発しました。平成24（2012）年10月「黒子のバスケ」という連続脅迫事件が起きました。犯人の渡辺博史は威力業務妨害で、その罪状では最高刑の4年6ヶ月の判決が確定しました。逮捕直後の犯人である渡辺博史の顔は、妙にニヤニヤしながら、さっぱりした顔をしたというか、嬉しそうな顔がショッキングで印象的な事件でした。判決が確定したあと、渡辺はこう話していました。「もう二度と社会には戻りたくない。今回の判決には、ある程度満足している。今夜はケーキで独り祝宴をあげるつもりです。実刑判決を受け、服役します。それを終えて出所したら、できるだけ他人には迷惑をかけないで、自殺します。1年間働いた収入は200万円を超えたことは一度もありませんでした。気を許す彼女もいない。気の合う仲間もいない。こんなクソみたいな人生、やっていられない。」、「努力教の自明性に溺れたお前らが納めた税金で、自分はプリズンニート生活を満喫させてもらうわ。」と言った悪態を吐いています。また渡辺はこうも言っています。「私のように人間関係とか社会的地位もない状況で、生きてきた人間は失うものがあります。悪い事をやってもなんの心理的抵抗もありません。このような人間を「無敵の人」（この言葉はネットスラングのようです）と呼びます。この「無敵の人」がいまの社会では、かなり増殖しています。平成20（2008）年6月、秋葉原の歩行者天国で無差別殺傷事件が起こりました。犯人の加藤智大に対して渡辺はこう言っています。「加藤被告と自分

の違いは、たまたま瞬間に思いついた事が違っていただけです。自分の罪名が殺人にならなかつたのは運だけで決まりました。」凶悪犯罪を犯した加藤智大は近年死刑執行が執り行われました。加藤智大の犯した事件で、その後のご家族の運命は最悪となりました。

小泉内閣の聖域なき構造改革や安倍内閣のアベノミクスで景気回復など、庶民の生活実感と乖離される一方で、アメリカ合衆国並みの生活や富の「格差」が拡大し、自分の将来に何の希望も持てない人たちが日本社会に存在していることを、この事件は示しています。被告の短絡的な発想が目立つことは否めないとはいえ、現在の日本社会の深刻な断面も、この事件は浮き彫りにしているような気がします。

このような運命を背負った人たちが、いまの日本に抱えている社会環境、学校、両親の教育の責任と考えるのは早計かもしれません。他にもいろいろな要因が考えられると思います。これから日本の警察は、この「無敵の人」との戦いでもあると思います。

その意味でも日本の警察は、さらに大変なご苦労をされるような気がします。警察官に対する日夜の過酷な業務遂行は厳しさが増す一方です。生命をかけて、国民を護る事が使命である警察官のみなさまに、僭越ながら申し上げたいと思います。どうか生命をかけて、国民を護ると共に、ご自身のご生命をも大切にしてください。

最後に私が大警視の『警察手眼』(明治 9 (1876) 年 9 月刊) の中の言葉で一番好きな個所であります

八五 世ニ兎惡ノ徒ナキヲ得ズ人ニ兎惡ノ心ナキヲ得ズ只警察ノ手眼ヲ以テ是ヲ抑制スルノミ故ニ曰賊ヨ汝爲サント欲セバ爲セ汝ガ爲サントスル所ハ我眼盡ク視ル汝ガ爲サント欲スル心ハ我盡ク知レリ汝能何ヲカ爲サン哉

(八五 世に凶悪の徒なきを得ず。人に凶悪の心なきを得ず。ただ警察の手眼をもってこれを抑制するのみ。故に曰く（いわく）。賊よ、汝為さんと欲せば為せ。汝が為さんとするところは、わが眼尽く（ことごとく）視る。汝が為さんと欲する心は我尽く知れり。汝能く（よく）何をか為さんや。)

（笠野孝氏『注解 警察手眼』（立花書房、平成元（2012）年 5 月 1 日刊）163～164 頁、久野猛氏『大警視川路利良の魅力』（株式会社教育実務センター、平成 17（2005）年 6 月 17 日刊）128～129 頁各参照。）

を紹介して、拙い話ですが終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

[初出：『大警視だより』続刊第 20 号]

【新谷部会長追記】 川路名譽会長先生には、先のご講演会の後ご入院されましたが、既に無事ご退院され、自宅で療養なさっておられますとのことです。ただただ案じております。部会員の皆様と共に、川路先生の早期のご快癒をお祈りしたいと存じます。

部会として、最近警察政策学会様を通じて 2 件の取材対応を致しました。「川路大警視に対する警察内部の思い等」と「明治時代の警察」に関するものです。諸先生方のお力添えの下、部会としてなんとか対応させていただきました。警察政策学会様ご広報の充実から、世の中に部会の研究活動が周知されつつあることに感銘を受けた次第です。ご先方様並びに学会事務局様からも活動を評価していただき、嬉しく存じます。今後とも、警察政策学会様の御指導を受けながら少しづつでも対外的な活動をも進めていく所存ですので、何卒よろしくご理解、ご支援の程お願い申し上げます。 （令和 6 (2024) 年 9 月 12 日記）

閉会挨拶一川路名誉会長様、川路家の益々の御発展を祈念して一

大警視川路利良研鑽会会員 笠井 憲夫

年長故でご指名いただきました。一言御礼のご挨拶を申し上げます。

警視庁では先に両陛下のご臨席を仰いで創立 150 周年の記念式典が挙行されましたが、本日は警察学会ならびに大警視川路利良研鑽会の共催で川路家の当代ご当主をお迎えして記念の講演会開催の運びとなりました。

川路様にはご当家、ご親族ならではの貴重なご講演を賜り、まことにありがとうございます。川路家の家系、下谷金杉のお住い、明治天皇侍従長の書簡（特別開示）等、ご親族ならではのエピソードを拝聴し、感慨を新たにいたしました。大警視の研究、研鑽活動に新たな 1 ページを加えることができ、心から感謝を申し上げます。

世間でよく言われますが、発展する企業は社史を大切に、とりわけ創業者の志、その教えによく学ぶといわれます。警視庁の慰靈祭は毎年、大警視のご命日の 10 月 13 日に合わせて開催されていますが、これは大警視の志と教えが今日も日本警察の指針としてしっかりと受け継がれている証左であります。

本年は大警視の生誕 190 年にあたりますが、干支の解説書によりますと、甲午生まれの性格は前向きで向上心に富み、高い理想に向かってエネルギーに進む人、好奇心旺盛で自分の意見をしっかりと持ち、誰に対してもオープンで明るく爽やかな印象をあたえる人、人助けの宿命を持ち、奉仕的活動を通して人々に慕われるような人と書かれています。大警視のお人柄についてはこれまで多くの伝記や文献資料で伝えられていますが、私はこの干支の解説が大警視には一番ふさわしいと考える 1 人です。

川路様におかれましては大警視川路利良研鑽会の名誉会長として日頃からご指導を賜つてているところでありますが、くれぐれもご自愛下さいまして末永く大警視の研究、研鑽活動にご鶴声を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、節目の年にふさわしい記念のイベントを企画、開催された幹事の皆さんに感謝を申し上げ、閉会のご挨拶とします。川路様、まことにありがとうございました。

〔初出：『大警視だより』続刊第 20 号〕

松井幹郎先生、加藤晶会長と大警視川路利良研鑽会、『大警視だより』
及び『大警視だより』続刊のこと

* 平成 8 (1996) 年 4 月～平成 23 (2011) 年 3 月 (松井幹郎先生: 1935～2021.8.17)

・松井幹郎先生、平成 8 (1996) 年 3 月教職を御退職後、翌 4 月鹿児島県警察学校に奉職、同校研修専門員として「職務倫理、警察史等教養」を担当。併せ爾後川路大警視の研究を開始される。平成 22 (2010) 年 3 月に同校を退職されるも、更に翌平成 23 (2011) 年 3 月迄特別講師として講義担当。着任早々の平成 8 年 5 月連休 東京都立青山靈園所在の川路大警視墓所に初めて展墓。その後毎年 10 月 13 日の川路大警視御命日には先生曰く「青

山詣で」をされる（最後頃は上京途次に静岡県伊東市に立ち寄り故武藤誠先生御令室様に表敬、病いのため平成 28（2016）年 10 月の展墓が最後、その後は在京知人に代参を依頼との由。）。

- ・松井先生、平成 21（2009）年『「大警視川路利良聖地巡礼」ガイドブック』（自己出版、平成 21（2009）年 10 月 13 日刊）を刊行。「川路利良の足跡を求めて、全国各地を訪ねてきたが、大警視川路利良没後 130 年を機に『「大警視川路利良聖地巡礼」ガイドブック』としてまとめ」（同書「はじめに」）られたもので、大変貴重な資料集。
- ・松井先生、平成 23（2011）年 3 月鹿児島県警察学校を退任。

* 平成 23（2011）年 4 月～令和 7（2025）年 1 月 1 日

・松井幹郎先生鹿児島県警察学校御退任後の平成 23（2011）年 6 月「「大警視 川路利良」研究会」創設、松井先生は同会「代表世話人」として「事務局」を担当。同時に、同会機関誌として『大警視だより』を創刊（「偶数月の大警視の月命日（大警視御命日は 10 月 13 日）」を発行日とする。創刊第 1 号は同年 6 月 13 日刊）。同年 8 月川路大警視家御当主川路利永様が名誉会長に就任、同氏の勧めで「「大警視 川路利良」研究会」を「大警視川路利良研鑽会」に名称変更。

・『大警視だより』、No.29（大警視川路利良研鑽会、平成 28（2016）年 2 月 13 日刊）で休刊（「大警視川路利良研鑽会 鹿児島事務局の閉鎖と御挨拶」を掲載し、これが松井先生編輯発行に係る『大警視だより』の最終号となる。同誌はNo.1～No.29+臨時特別号（「川路知子様哀悼号」（御母堂様）、通し番号なし。平成 27（2015）年 3 月 28 日刊）の全 30 号発行。）。

・その後、東京で『大警視だより』続刊として復刊。上記松井先生編輯発行の『大警視だより』を継承するものとして、平成 28（2016）年 3 月警察政策学会警察史研究部会長加藤晶氏（1930～2019.5.8、同年 6 月 18 日加藤氏は大警視川路利良研鑽会会长に就任。）により『大警視だより』続刊第 1 号（通巻第 30 号、平成 28（2016）年 3 月 31 日刊）が発行される。『大警視だより』続刊は、川路名誉会長様御講演会開催の令和 6（2024）年 6 月 1 日現在では第 19 号が最新号であったが、その後令和 6（2024）年秋に第 20 号（創刊 50 号・復刊 20 号記念号、（奥付記載）令和 7（2025）年 1 月 1 日刊）を発行。

・令和元（2019）年 5 月 8 日加藤晶会長逝去により警察政策学会警察史研究部会長廣瀬權氏が大警視川路利良研鑽会会长にも就任。

- ・令和 3（2021）年 8 月 17 日松井幹郎先生鹿児島市にて逝去、満 85 歳（享年 87）。
- ・令和 6（2024）年 4 月 1 日（月）廣瀬会長退任に伴い新谷珠恵氏が同会会长に就任。
- ・令和 6（2024）年 6 月 1 日（土）同年度警察政策学会第 1 回警察史研究部会にて、大警視川路利良研鑽会との共催で「川路利永名誉会長様御講演会」を開催。
- ・令和 6（2024）年 12 月警察政策学会資料第 138 号『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—（第五輯）』を発行（本輯）。
- ・令和 7（2025）年 1 月 1 日（水）『大警視だより』続刊第 20 号を発行。

[初出：『大警視だより』続刊第 20 号、改訂]

川路大警視の展墓について

警察政策学会警察史研究部会員 小野田博光

川路大警視御命日の令和 6（2024 年）年 10 月 13 日（日）、警視庁創立 150 年を機に、同大警視の更なる研鑽に向け、新谷部会長、廣瀬顧問以下 7 名で、青山霊園に眠る同大警視の展墓を行った。

青山霊園は明治 5 年（1872 年）の開設当初は神葬祭墓地であったが、明治 7 年（1874 年）公共墓地となり、明治 22 年（1889 年）東京府から東京市に移管され、日本初の公営墓地となった。現在は東京都の所管である。港区の北西に位置し、都内とは思えないほど緑が多く、未だに武蔵野の面影を彷彿させ、その中に明治維新の功労者や文学者、芸術家等多くの歴史的人物や著名人が眠っている。

川路大警視の墓石は青山霊園の墓所番号・4 号・1 種イ・1-3 側・1 番甲に所在し、墓碑と夫人の墓石に見守られるように静かに建っていた。

大警視の墓に榊や米を供え、神式参拝した。皆一様に維新の傑物を前にし、往事に思いを馳せた。維新の三傑の一人大久保利通の墓石もすぐ側に建てられている。

近代警察の歴史を語る上で、川路利良の名は外せない。川路は天保 5 年（1834 年）、鹿児島近在の比志島村に生を享ける。厳格なヒエラルキーを有する薩摩では身分の低い準士分であった。そのような川路は激動の時代に頭角を現す。元治元年（1864 年）、禁門の変の鎮圧に従事、慶応 4 年（1868 年）、鳥羽伏見の戦いに従軍、明治 5 年（1872 年）、警察制度研究のため渡欧、明治 7 年（1874 年）、東京警視庁大警視に就任、明治 10 年（1877 年）、征討別働隊第 3 旅団司令長官（陸軍少将兼任）として西南戦争へ、そして明治 12 年（1879 年）、2 度目の渡欧後、病に倒れ死去。享年 46 歳。実に激動、波乱の人生であった。

川路は西郷隆盛に見いだされ、大久保利通に引き立てられ、日本警察のトップに立った。西南戦争では、西郷、大久保の間に立ち、苦渋の決断を迫られたが、「国家行政の活動は一日として休むことは許されない。大義の前には私情を捨て、あくまで警察に献身する」として、その信念は終始揺らぐことはなかった。鹿児島県では郷土に刃を向けたとして、否定的に見る向きもあったが、生家近くのバス停が「大警視」と名付けられ、生誕の地に記念碑が建立され、平成 11 年（1999 年）には鹿児島県警察本部前に川路利良像が建てられるなど、近年その評価は見直されつつある。特に、「日本警察の父」と呼ばれ、日本近代警察発展の礎を築いたとしてその評価はすこぶる高い。

川路利良が警察の在り方を示した『警察手眼』を目にしない警察官は皆無だろう。短くも濃密な人生を通じて川路は、絶えず理想の警察を追求して止まなかった。不祥事、隠蔽など時として警察はあるべき姿を見失い、国民の信頼を裏切ることがある。『警察手眼』の警察官ノ心得八に「非ヲ治ルニハ理ヲ以テセザルヲ得ズ治ヲ保ツニハ非常ノ警ナクンバアルベカラズ譬バ酒ヲ煖ルニ其酒ノ温ニ勝レル湯ヲ以テセザレバ其酒煖ル者ニ非ズ凡ソ事物ハ皆其勝ル所ヲ以テ爲スベシ故ニ人ヲ警ル者ハ先ヅ己ニ非常ノ警アリテ以テ人ニ及スベシ」とある。今回の展墓に際し、今一度、『警察手眼』を読み返す時期に来ていると痛感した。泉下の大警視は現在の警察をどのように見ているのであろうか。〔本稿は本輯書下ろし稿〕

第5編 川路大警視検討集

【特別寄稿】

田原坂：警察と近代と紙幣と

京都大学法学系教授 佐々木 健

田原坂という名を初めて耳にしたのは、小学校に入学したての夏だったように記憶する。中国自動車道の全通がその2年ほど前のこと。関西から母の郷里、熊本県北の玉名に帰省する際は、山陽新幹線と特急「有明」が多かったが、幼い妹も連れて、両親は自家用車で九州自動車道をひた走ることもあった。その方が、熊本でも車で移動できる利点があった（当時、レンタカーは、さほど普及せず、何より、子供の着替えなど荷物を多く運べるため、我々兄弟は、後部座席をフラットにして移動中に寝起きた）。

玉名の伯母は、祖父と同居していたが、やがて、結婚して近くに居を構えた。田原坂に連れて行ってくれたのは、伯父の運転する車だったかもしれない。古戦場と教わったが、実家から遠くない関ヶ原とは様子が異なり、狭隘な「坂」である。その後、学校で日本史のマンガなどを読むうち、どうやら時代が大きく異なり、近代の黎明、西南戦争で官軍が薩摩を相手に討伐を試みたのだと知る。

当方にとって、田原坂とは、もっぱら銘菓の名であり、高瀬飴（菊池川の旧名に由来）、いきなり団子（その後、産まれたイトコと共に食べた田舎風手作りの味が忘れられない）と並ぶ、史跡や鉄砲とは縁遠いイメージであった。

祖父は、車を運転しない代わりに、「汽車」で熊本まで買い物に連れて行ってくれた。乗車すると、途中に田原坂の駅がある。いつしかJRと名を変えたが、祖父にとっては国鉄であった。その頃には、激戦のこと、西郷のこと、直ぐ近くには「草枕」の天水町、温泉宿があることなども、知った。ただ、小学生だった当方には、車窓から見える市民プールで、イトコたちと遊んだ思い出の方が印象強く残っている。

祖父から貰ったお年玉は、漱石の千円札であった印象が強い。昭和の終わり頃、500円硬貨が登場し、昭和53年生まれの当方には、500円札（岩倉）の記憶がない。同じ頃、中国道が全通し、伊藤博文の千円札は見なくなつた。やがて国鉄は民営化され、時代は平成となつた。肖像に文化人が採用され、漱石は明治大君服喪の黒ネクタイ姿と言われる。

経済成長を経て日本もG7の仲間入りを果たし、明治百年を超えることで、維新や政変など日本の近代化過程も「歴史」として語られることが可能になつたのかもしれない。祖父や伯父は、西郷に同情的な説明を田原坂でしてくれたようにも思ったが、川路大警視のことは聞かなかつた。

官軍と警察は、近代国家に不可欠の機構と位置づけられよう。しかし、いずれ登場する民族自決概念は、実は植民地主義の只中でも、伏在していたと言うべきである。なぜなら、正に近代が前提とする独立の主権国家は、構成要素として国民を概念し、その防衛を国民が自ら担うことで、他国からの承認を得るからである。しかも、国民は、（外地の植民地人から区別され）公民権が認められる。その裏側に、兵役義務が課される（成人男子に選挙権が限定されるのはこのためである）。

田原坂の戦いで明らかになったのは、この意味での「近代」の意義と価値であったと言

うべきかもしれない。しかし、官軍も警察も、近代国家が雇い上げた公務員であって、給与の支払い義務が伴う。正にその支払いに、国家は租税を課し、その基盤として、土地や公民権なき市民（未成年、女子）をも登録させる。地租改正、版籍奉還といった用語が想起されるかもしれないが、それよりは、登記簿と戸籍の整備が法的には重要であろう。

翻って薩摩は、軍費のために「西郷札」を発行したと言う。では、薩軍に、公民権概念と、その投票に基づく議会、民主政の観念が伴っていたか、寡聞にして知らない。いずれにせよ、川路利良は、行政のため、私情を捨て警察に献身した。古代ローマで誕生した共和政の初代執政官が、王政打破の革命を経てその任に就いた後、王政復古を企てた息子を自ら処刑した際に人民が共感した苦しみを想起させる。この経験が、共和政定着の契機でもあった。

時あたかも、令和に入り、渋沢が万券の肖像になった。その二松学舎にいた漱石は、熊本の五高で教鞭を執り、近代小説で明治の人民に文化を定着させた（文明 civilization は、市民 civis が政体を体現する意である）。しかし、草枕の宿は、山を一つ越えた向こうに位置する田原坂での激闘を尻目に、西洋化と対外戦争、植民地満州に苦悩する明治人を代弁している。国家機構が、市民の自由を守るため、市民の自由を一部制限すること、そしてそのために、議論と言論で決定を下すこと、そのドライな関係に、明治近代は苦悩した。

我が祖父は、傷痍軍人として失意にあり、その友は、満州から引き揚げた。田原坂にも近い玉名の地からは、長崎のキノコ雲が見えたと言う。尊い犠牲を払い、現代は今なお、田原坂の賜物なのかもしれない（少なくとも、伯母は当方の風貌に祖父を見出すと言う。先人なくして、今日の命はない）。

（執筆者紹介）

佐々木 健（ささき たけし）

京都大学大学院法学研究科博士後期課程研究指導認定退学。京都大学博士（法学）。京都大学法学系教授。専門はローマ法。著書に『古代ローマ法における特示命令の研究』（日本評論社、2017年）、堀賀貴編『古代ローマ人の都市管理』（九州大学出版会、2021年）所収「ローマ法の道路行政」、大黒他編『岩波講座 世界歴史 3 ローマ帝国と西アジア』（岩波書店、2021年）所収「ローマ法の後世への影響」、論文「古代ローマの財産持戻し（collatio bonorum）と相続結合（conjunctio）覚書（一）～（三・完）」法学論叢 193巻3号、同4号、同194巻1号（2023年6・7・10月）、「ティベリス氾濫とローマ的差止（又は妨害排除、あるいは物権的請求権）」同192巻1~6号（同3月）、小川浩三他編『キーワードセプト法学史：ローマ法・学識法から西洋法制史を拓く』（ミネルヴァ書房、2024年）所収「23 占有」「41 行政命令」、特別寄稿として『大警視だより』続刊第12号（2021年7月）に「行政警察」と「司法警察」：イタリア・ローマの視点から」（警察政策学会資料第115号に再録）、同14号（同年11月）に「刑罰としての亡命：ローマからの視点」、同15号（2022年2月）に「訴訟の二段階：民刑事の相似」（同122号に再録）、同16号（2023年1月）に「都市と警察：ポリスのポリス」、同17号（同7月）に「市場警察：ローマの公正取引」、同18号（2024年1月）に「財産持戻し：ローマ相続法と特別受益者」など。

[初出：『大警視だより』続刊第20号]

警察手眼と牧民之書

大警視川路利良研鑽会会員 笠井 憲夫

警察手眼は川路大警視の訓戒や説示を警視属官の植松直久が整理編集したもので、時を超えて今日に通じる「警察の聖典」(高橋雄狩)とされる。大警視は漢学を重野安繹に、剣を坂口源七兵衛(真影流)に学んで文武両道に秀でていたが、警察手眼には大警視の漢学の教養と士道の精神が満ち満ちている。薩摩藩は代々藩主の肝いりで儒学が盛んで、西郷隆盛も藩内屈指の儒者として知られている。徳川300年の泰平は武士の嗜みとして兵法書に代わって文民統治のための指南書が重宝されるようになり、幕府公認の儒学(朱子学)に加えて施政に関するさまざまな漢籍が幕閣や大名の座右の書に加えられた。「牧民之書」(原題「三事忠告」とその解説版)はそうした漢籍の1つで、元の地方長官、監察官等を歴任した張養浩が自らの体験をもとに為政者の資質と民政の改革について記したものである。明代に刊行されてわが国にもたらされ、江戸中期以降、官吏の行動指針として広く流布した。明治6(1873)年5月の地方官会議において「方今國の未だ開明せざるに當て……善く斯民を誘導し、各其に安んぜしむる、固より是牧民たる者の職にして、甚だ重しと云ふべし」と勅語が発せられ、牧民の思想は維新政府の内務省にも引き継がれ、牧民官たる地方官の信条とされた。漢学に精通する大警視は牧民之書は当然熟知し、その思想に共鳴していたと思われる。警察手眼には牧民之書と共にし関連すると思われる部分が少くない。以下、両者を3例並べて比較してみるとこととする。

大警視は「行政警察は豫防を以て本質とす。人民をして過ちながらしめ罪に陥らざらしめ損害を受けざらしめ以て公同の福利を増益するを要するなり」(「警察要旨」と述べている。予防警察である。張養浩は「盜を詰むるは難きに非ず。而して盜を警むるを難しと為す。盜を警むるは難きに非ず。而して民をして盜を為さざらしむること尤も難し。……知者は未然に防ぐ」(「牧民忠告」と述べている。罪を犯すにはそれなりの事情があつてのことと思いやり、必要な手を打つて罪を犯させないようにすることが最善と説く。両者とも罪を犯したもの検挙するよりも罪を犯させないよう事前の対策と措置が肝心としている。沖永良部島に流された西郷隆盛が島を離れる際に横目役(警察)の土持政照に与えた書(「間切横目大体」)も同旨である。「ただ咎人を探し出したの、口問が上手などと申すことは枝葉の訳にて、全体咎人の出来ぬようにする処、横目の本意にござ候。深く心を尽くして罪に陥らせぬよう仕向けるのが第一の事に候」。西郷も大警視も張養浩と思は同じで、人々が罪を犯させないよう予防することに尽くすよう諭している。

次に、大警視は「一国は一家なり、政府は父母なり、人民は子なり、警察は其保傅なり。我国の如き開花未だ治ねからざるの民は最も幼者と看做ざるを得ず。此幼者を生育するは保傅の看護に依らざる可らず」(「警察要旨」と述べ、「警察事務の皇張は我日本帝国の健全を大に摂養する所以なり」と重責を謳っている。張養浩は「刑罰は以て治を致すに足らず。これを教えて犯さざらしむるは治を為すの道これに尚ふるなし。聖人謂う、教へずして而して殺す、これを虐と謂ふ」(「風憲忠告」と述べている。刑罰を振りかざしても世の中には治まらない。罪に走らないよう教え導くこそが監察・検察官の勤めだと説く。とともに人々の教化、善導が官職にあるものの使命とするもので、牧民の思想に立っている。自

由民権運動の理論的指導者で私擬憲法の起草者の植木枝盛は「政府と人民の関係は親と子の関係に似ている。人民にとっての政府とは子にとっての父母のようなものである。人民が未開であるときはただこれを保護するのみならず成長させるための手を尽くさなければならない」（「政府の人民におけるはなお父母のその子におけるがごときもの有るを論ず」）としているが、これも同じ趣旨であろう。これに対して福沢諭吉は「牧民、すなわち民を牧するとは人民を家畜扱いするようなもので失礼には非ずや……政府と人民とはもと骨肉の縁あるに非ず、實に他人の附合なり」（「学問のすゝめ」）と批判している。確かに政府と国民の関係を垂直的にとらえた牧民思想は当代にはふさわしくなく、時代背景の制約を考慮すべきであろう。とまれ、保傳が任とするのは愛情をもって人々を教え諭して保護することにある。文明開化は人々の生活様式を違式註違条例で規制し、取締を警察にゆだねた。英國の女性旅行家イサベラ・バードは汗にまみれて裸で走った人力車夫が警察官の姿を見るやあわてて半纏をまとったと著書（日本紀行）に書いている。庶民にとって警察は時に怖い保傳でもあったのであろう。

また、大警視は「非を治むるに理を以てせざるを得ず、治を保つには非常の警なくんばあるべからず。……人を警むる者は先づ己に非常の警ありて人に及ぼすべし」と述べている。張養浩は「士にして身を律スルハ固より以て厳ならざるべからざるなり。……執法の臣はまさに以て姦を糺し、悪を繩し、以て中外を肅め、以て紀綱を正さんとす。自ら律すること厳ならざれば、何を以てか衆を服せん」（風憲忠告）と云う。官吏たる者は当然ながら自分を厳しく律しなければならない。責任ある者はさらに厳しく自分を律しなければならない。いわんや監察官（警察官）にあっては一層自分を厳しくしなければ民衆を納得させることはできない。修己治人である。牧民之書はリーダー論であり人間学の書である。時代を超えて愛読者が多いのはこのためである。警察手眼も警察の管理運用論はもとより人間学の書でもあり、拳々服膺するところが多い

私事にわたるが、かつて川島廣守元内閣官房副長官から安岡正篤の「為政三部書」を読むよういただいたのが私の牧民之書との出会いである。ほぼ半世紀も前のことである。川島副長官は会津若松の出身で苦学力行して高文試験に合格、内務省に入省された。後年、安岡の門人となって人間学を学び、日本プロ野球コミッショナーに就任、選手の徳操と球界の発展に尽力して殿堂入りされた。「魂の感動 川島廣守心訓抄」（編著）が残されている。時を経て警察手眼と為政三部書をひも解き読み比べるたびに警察精神と吏道のバイブルを読む感を深くしている。警察手眼は大警視が東京警視庁の長に就任後、僅々1、2年の間の言説である。まさに大警視の神髄そのものが吐露された名言録である。政財界のリーダーが牧民之書に学んだように、警察手眼は警察人の指南書として長く読み返されていくことを願うものである。

[初出：『大警視だより』続刊第18号]

（執筆者既刊号所載稿紹介）・笠井聰夫氏「大警視と東京獅子—所謂南洲暗殺事件の真相—」『大警視だより』続刊第16号（通巻第45号、令和5（2023）年1月1日刊）5～8頁
・笠井聰夫氏「大警視が見た近代警察」『大警視だより』続刊第17号（通巻第46号、令和5（2023）年7月1日刊）8～9頁（いずれも『警察政策学会資料』第130号（令和5年8月刊）に再録。〈<http://www.asss.jp/>〉）

井黒弥太郎『追跡 黒田清隆夫人の死』を読む

警察政策学会警察史研究部会・大警視川路利良研鑽会顧問 廣瀬 権

〔目 次〕

はじめに	23
第一篇 病死であって、事件性はない	24
第1章 病死を主張するもの	24
第2章 養女百子の存在	25
第二篇 「犯罪だ」、「隠ぺいされた」という告発（噂）の形成	26
第3章 噂の巨大化、爆発、『団々珍聞』第56号	26
第4章 「臨時閣議」開かれる	27
第5章 小松緑の説、川路への別命があった？	28
第6章 大久保暗殺団の斬奸（姦）状	29
第7章 司馬遼太郎の『翔ぶが如く』の発売、噂の再生	29
おわりに	30

はじめに

国会図書館デジタル資料で、井黒弥太郎『追跡 黒田清隆夫人の死』を読んだ。今から38年前の昭和61（1986）年4月15日に北海道新聞社から出版された、北海道の郷土史家の渾身の一書である（<https://ndlsearch.ndl.go.jp/books/R100000002-I000001833417>）。デジタル化の進展はまことにありがたい。

井黒弥太郎は、明治41年（1908年）9月、留萌管内増毛に生まれ、昭和3年（1928年）札幌師範学校卒業。教師を経て、札幌市史編集委員、編集次長、北海道教育研究所編集委員、北海道図書（開拓記念館）、北海道郷土資料研究会主幹、北海道地理歴史研究所代表を務められたようである。主な著書に『榎本武揚』、『埋れたる明治の礎石 黒田清隆』、『異形の人 厚司判官松本十郎伝』等がある。本書p17によれば、黒田清隆の外孫にして歴史家である伊地知明と「研究提携」をしたが、伊地知は昭和49年の夏、他界。その後、必死に孤軍奮闘されたようだ。本書は、いわば黒田家の身内に連なる人の作であるが、厳正公平な立場を貫かれている。本書の学界における反響や著者の晩年の状況は分からぬ。

本書は、「明治11（1878）年3月28日、陸軍中将兼参議・開拓長官黒田清隆が、醉余、其妻を斬り殺したが、時の権力者（大久保利通内務卿、川路利良大警視ら）が力を尽くして揉み消してしまった」という（本書p8）有名な告発（噂）は、根拠のない虚構であると論破したものである。

黒田清隆夫人・清（せい）死亡を巡る事柄を年表形式にまとめておく。西南戦争の終結から、大久保内務卿の暗殺という僅か8ヶ月のことであるが、余波は極めて大きかつた。

年表一黒田清隆夫人清死亡を巡る事柄

明治 2 年（1869）11 月、黒田清隆兵部大丞（陸軍少将相当官）29 歳、旧旗本中山勝重の長女清 16 歳と結婚

明治 10（1877）年 2 月 14 日、西郷隆盛進発、西南の役始まる

明治 10 年 3 月、野村文夫、「団々珍聞社」を起こし、『団々珍聞』を創刊する

明治 10 年 4 月、黒田清隆、征討参軍を辞任、熊本を去る

明治 10 年 7 月、川路利良、別働旅団司令長官を辞任、鹿児島を去る

明治 10 年 9 月 24 日、西郷隆盛切腹、西南の役終わる

明治 11（1878）年 3 月 28 日、黒田清隆夫人清死亡

明治 11 年 4 月 13 日『団々珍聞』第 56 号、『黒田清隆を悩ます亡靈』掲載

明治 11 年 4 月 10 日～5 月 3 日の地方官会議の間に「臨時閣議」行われる（閣議の模様は明治 45（1912）年、松原致遠編『大久保利通』で、千阪高雅が語る）

閣議の翌日、川路、清の墓を発掘・遺体を検分したとの説（昭和 9（1934）年 5 月 11 日、小松緑が『春畠公と含雪公』で言及）

明治 11 年 5 月 14 日、大久保利通、紀尾井坂にて暗殺される

明治 12（1879）年 10 月 13 日、川路利良死亡

明治 21（1888）年 4 月 30 日～翌年 10 月 25 日、黒田第二代内閣総理大臣在任

明治 33（1900）年 8 月 23 日、黒田清隆死亡

昭和 51 年（1976）、司馬遼太郎『翔ぶが如く』を発行

昭和 61（1986）年 4 月 15 日、井黒弥太郎、本書を発行

第一篇 病死であって、事件性はない

第 1 章 病死を主張するもの

まず、病死を主張するものを本書から抜き出しておく。黒田清隆、川路利良らの主張であることは言うまでもない。

○ 届（開拓使『申奏録』にあるもの） p 58（本書のページ、以下同じ）

「拙者妻儀兼而病氣の処、療養不相叶、本日午前 8 時死去致候ニ付而ハ、御定式ノ通、忌服左ノ通相受候条、此段御届仕候也（忌二十日、服九十日 それぞれ日限）明治 11 年 3 月 28 日、陸軍中将兼参議開拓長官黒田清隆から太政大臣三条実美殿」

○ 翌日（3 月 29 日）の郵便報知新聞 p 59

「黒田開拓長官の閨君には久々重病に罹せられしが、薬餌効なく、終に昨日午前 8 時長逝されました。葬送は本日にて、墓地は青山埋葬地なりと云ふ。依つて長官の忌引中は、大書記官西村貞陽君が官務を代理せらるると。」

黒田は禪宗であるが、勅任官は規則により神式をもって土葬したとある。

○ 福沢諭吉の個人誌『民間雑誌』4 月 4 日付第百五十一号 p68

「婦人養生の事 慶應義塾医学所 一医生（福沢諭吉のこと）」

「既に先月廿八日、黒田開拓長官の細君も死去せられたり。同日午前八時過ぎの頃、麻布の杉田玄端（玄白の曾孫）先生の家へ急の使にて招待ありしが、折節先生は不在、令息杉

田武君名代として取敢えず見舞はれたるに、憐む可し、病人は既に事切れ、如何ともす可らず、病症は肺の故歟、以前より少しづつ痰血を吐きしことありしが、本日俄かに大吐血、医師も間に合わずして家内一同途方に暮れ、主人公は出勤前、其支度の儘にて病人を抱き、素人ながらも水よ気付よと手当てしたれども、非常の吐血にて夜着も布団も血に染み、看護人の衣服までも穢れたる程のことにて、杉田氏にも固より医薬のあるべきやうなく、唯だ弔詞を述べ・・心悪しく暇を乞うて帰宅したりとぞ。」

○ 4月8日『郵便報知』の記事 p71

「参議黒田君の夫人の病死の件は、前日既に掲載せしが、其臨歿の容体に付て燭影斧声の説を唱へ、世間往々之を信ずる者ある様なるが、決して然る事のあらざる確説を得たれば、一言して其惑を解かんとす。そもそも夫人の病は所謂肺病劳歎（咳？）の証にて、昨年中より次第に焦悴して、四体糸の如く痩せ衰えたるが、此病の癖として、外見は同様ながらも、死に至るまで精神の慥かなるものなれば、春来忽ち暖、忽ち寒の気候に痛く感触して疲労の増えたるは、最初より治療を託せられた池田謙斎、戸塚文海の両国手も悉く心配ありたり。」（池田は侍医、戸塚は海軍軍医総監）

「然るに彼の日、君は既に登衙の時刻にも及び、朝衣を着替えて、将に出でんとするに臨み、夫人も常の如く其前にひざまずき、去らばと一言俯して拝せらるる機に。一声の咳と共に夥しく紅血を吐かれると、其儘こと切れたれば、君は固より左右に侍せし女中達も、一同愕然として奈何とも為す可からず。当惑のさまを知らざる者は、其吐紅の跡を聞いて、かかる不經の説を作為せし者と思はれたり。予、・・・其實無くて冤枉を受くるは如何にも氣の毒に思ひ、因て煩絮を厭はず、此に嘆々せり。」

以下、各資料に対する私の見解を括弧書きしておきたい。

(私の見解)

「人の真心が感じられる二文である。犯罪ではないので川路らの警察関係者は、何の動きも見せないし、語ることもない。」

第2章 養女百子の存在

百子（ひやく）は清の実妹である。明治元年（1868）生まれで、9歳のとき、養女として黒田家に迎え入れられた。明治11年3月28日には「もう十歳。ものの分別もつきかけている」。（p128以下）

「その夜、黒田家に多少のさわぎがあったかも知れない。…要するに清隆と清以外にいちばん事實を知り、いちばん敏感に利害を超越して反応するだろう百子に、少しも変革をかぎだせないことは、やはりそれは長の悪いの結末であったと言ってよくはないか。」

また、「百子は思う。・・・『私は帰らない。私は黒田の家のために、姉さんにも誓ってきたではないか。父は何も悪くない。私は姉さんに代わって、父を慰めてあげなければならぬ。』これは百子の心情に、想像を逞しうしたことである。」

明治11年5月13日、暗殺される前日に、大久保夫妻（満寿子夫人）が黒田家を訪れ、百子に優しく語り掛けている（昭和32年、百子89歳のときの録音 p133）。百子は明治20年、薩摩出身の黒木為楨（ためもと）と結婚した。その後も清隆に孝養を尽くし、黒田の伯爵家としての存在を守り抜いた。昭和36年93歳で瞑目した。

(私の見解)

「百子の生きざまこそ、『事件性なし』をひたすら示していると思われる。」

第二篇 「犯罪だ」、「隠ぺいされた」という告発（噂）の形成

病死が、どのようにして「犯罪だ」、「隠ぺいされた」という告発（噂）になって行ったのか、先の年表順に追うこととしたい。噂によれば、犯行は斬殺、殴殺、蹴殺とさまざま、3月28日の夕刻、深夜のこととされた。

「犯行の目撃者」、「隠ぺい者」に焦点を当てて進めたい。

第3章 噂の巨大化、爆発、『団々珍聞』第56号

噂は、既に4月4日にはぐつぐつさやかれていたが、遂に爆発した。

『団々珍聞』第56号明治11年4月13日号である。本多錦吉郎の絵『黒田清隆を悩ます亡靈』は、江戸黄表紙の伝統にも通じるのか、一度見たら忘れられない（p95以下）。

『団々珍聞』（略して団珍、マルチン、だんちん）、団々珍聞社は明治10年2月25日設立（p95は11年とするが間違い）。週刊の絵入り諷刺誌。発行者は野村文夫、洋行もし、官吏となって測量正という要職にまでのぼったが、政府と合わず、退官した。言わずと知れた西郷派である。やめたのが明治10年1月、生まれは広島。」

まず、イラストの説明

「右手：扉の幽靈（殺された妻、さい=清）、成仏できずに迷い出た。

左手：中将服の男が女の尻をかばって、はったとにらみつけ。一刀を抜き放って、これをばっさりやろうとする。・・」

イラストは二種ありとされる。讒謗律で警察から警告があり、「黒開拓長官」の五文字を削りとったという。

次に「殺ノ説」と題する茶説である。p101

「近日ノ新聞ヲ閲スルニ、各レノ国ナルヤ未ダ慥ニ知リ得ズト雖モ、其廟堂ノ顯職ニテ、酒興ノ余リ、其妻殺害シ、之ヲ病死ト偽リ、尋常ノ葬儀ヲ行ヘリト。果シテ然ラバ、其人ハ惡逆暴行、固ヨリ天ノ容サズル大罪ナリ。又刑律ヲ以テ斯民ヲ保護スル職分タル人ハ、其欺罔ヲ受ルノ愚昧ナルハ笑フ可ク、其職事ヲ忽セニスル不忠ノ罪ハ軽キニ非ザルナリ。」

「愚、案ズルニ、顯職高官ノ罪惡ヲ發シテ天下ニ公布セバ、則チ其朝ノ恥辱タルヲ免レザル故ニ、之ヲ不問ニ置クカ。其情モ亦由ナキニ非ズト雖モ。其事實既ニ人口ニ膾炙シテ、掩フ可ラザルノ勢有ルニ至ツテハ、縱ヒ無根ノ風説ナルモ、尚能ク其實際ヲ彈劾シテ、其浮説流傳タルコトヲ世ニ照明シ、若シ果シテ其實アラシメバ、直ニ之ヲ律ニ照シ刑ニ処シ、政府ハ苟モ至公至正ニシテ、人ノ為ニ法ヲ枉ゲザルコトヲ公示シ、以て世ノ疑團ヲ解クベシ。豈隱秘シテ其朝ノ恥辱ヲ蔽フル如キ、拙劣アルベケンヤ。」

(私の見解)

「たいへんしっかりした『茶説』（『社説』）である。要約すると以下の三点になろう。

妻を殺害し通常の葬式を行うとは、もってのほか。

それに騙されて、隠蔽に加担する警察も、もってのほか。

風説に過ぎないのか、犯罪の実態があるのかを、はっきりさせろ。

黒田清隆、川路利良の名前は明示されていない。讒謗律を意識したのであろうか。犯行目撃者のことについても触れていない。意図的に避けられたのかもしれない。

井黒が『団珍』の創設者野村は、『言わずと知れた西郷派』と言っているのが重要であろう。黒田も川路も西郷の恩顧を受けながら、官軍を率いて鹿児島、熊本へ攻め込んだ。その黒田の奥さんが死んだ。黒田は大酒飲み、酒の上の失敗もいくつかある。(黒田の酔いを研究した医学的論文まである。) 奥さんを殺害したとしても、ありうると、人々は思うであろう。川路の責任も問える。世はあげて親西郷一色。千載一遇の復讐の機会と考えたのかもしれない。また、伊藤博文派は、大久保の後に坐るべく、薩摩の対抗馬を蹴落とすチャンスと思ったかもしれない。」

第4章 「臨時閣議」開かれる

この件を含め懸念される反政府運動への対策を巡り「臨時閣議」(「岩倉邸の内閣会議」、参議兼工部卿伊藤博文発議か)が開かれた。明治11年4月10日～5月3日の地方官会議の間に行われたとされるが(4月13日『団珍』発売後か)、日時は不明。

「臨時閣議」の模様は、ようやく明治45年(1912)5月になって、千坂高雅の談話で明らかになった(松原致遠編『大久保利通』「第4章(3の誤り)公の威望(大久保公)」)。

千坂高雅談(p114)

「その日もやはり岩倉の邸で会議を開いた。議長の役目は三条公さ。・・伊藤など盛んに憤慨した連中の一人で、ぜひとも黒田の女房の死骸を発掘して、事の真相を糺さなければ不可ないというのだ。おれなどもその説(発掘)であったが、会議には列せられぬから、会議の隣座敷から偷み聞きしていたものだ。綿貫少警視と二人さ。これは岩倉の指図で、注意して居れと言われたのである。(大木喬任司法卿の事件化せずとの消極的発言があるが、省略する)。伊藤は非常に激昂して喋る。随分烈しい議論が始まって却々結末がつかない。ところが大久保は唯々黙って居る。・・・すると三条公は、皆さんの意見は承ったが、内務卿は如何です、と聞いたら、・・・大久保は漸やく口を開いて、世間では大変八釜しいさうだが、私は疑いがない、女房を殺した形跡は更にない。どういう証拠からお調べなさるのか。私は全く不同意であるのみならず、黒田は私と同郷の者で、親友だから、私は自分の身に引き受けて、そんな事のない事を保証します。此の大久保をお信じ下さるなら、黒田もお信じ下されたい、とピーンと一言やつた。そこで三条公は、皆さんは今の内務卿のお言葉に御疑惑は有りませんかと言われたが、ハハハハハ、皆が疑惑は有りませんと頭を下げたよ。偉いものだね。」

「夫れから自然と世の中の黒田に対する議論は鎮静されてしまったね。斯う言うことは、良い事か悪い事か、おれは知らん。けれども大久保の友誼に厚かった事と、威光の大きかった事は分かるだろう」

井黒は、「発掘というようなことは全くなかった。したがって川路の動きもありえなかつた」と、結論付けている。(p124)。

(私の見解)

「千坂のやんちゃぶりがいかんなく發揮されているが、大久保の話で、川路の「犯行目

撃者説」、「隠ぺい者説」は否定されたと言えよう。伊藤博文が、強硬に墓発掘、遺体検分を主張していることは、「臨時閣議」以前にはそれらが行われていないことを証するものである。

大久保の意見は、筋が通っている。犯罪ありと思料するものがいるのだから、何もすることはない。政府内はこれで意思統一ができたと言えよう。」

第5章 小松緑の説、川路への別命があった？

本書は、この後、小松緑の説（p278）を取り上げている。

小松の昭和9年出版『春畠公と含雪公』（伊藤博文と山形有朋の号）の中に出てくるものである。昭和11年に『伊藤公と山県公』として再刊されている。

小松は、1865年10月、会津若松生まれ、慶應義塾を出てからアメリカに渡り、10年近く政治学を研究。帰国後外務省へ入る。明治39年伊藤が韓国統監に就任すると、伴われて統監府外交部長に就いた。総督府でも外交部長にとどまる。帰国後、文筆活動に従事し、『伊藤博文伝』の編纂主幹となり、これを完成させた。1942年1月死亡。伊藤派である。

重要なのは以下の部分である。井黒は「虚構」だとしている p 289。

「18 川路大警視の死体検分（『春畠公と含雪公』では p51）

（閣議後）しかし・・・伊藤公だけは、この重大事件を有や無やの間に葬るのは政府の威信に関するのみならず、黒田自身の為めに計って忠なる所以ではないと考えたのである。そこで伊藤公は、特に大久保に向かって自分の意中を打ち明けた。

『只今、貴卿の仰せられた通り、黒田参議が故意に人を殺すやうな人物でないことは、我等も素より信じて疑わないところである。しかしそれだけでは未だ以て世間の疑惑を一掃するに足るまいと思われる。就ては黒田夫人の死因を確かめる為めに、内務卿の権限に以て適当の措置を執られては如何で御座らう』・・・大久保はただ一言、『よろしい』と答えたのみであった。・・・、結局内務卿たる大久保参議が、全責任を負ふ形となった。

その翌日、川路大警視は、・・・自ら死体を検しつゝ、左右を顧みて

『一同よく見よ、絶えて他殺の形跡がないではないか』と宣言し、・・・そのまま棺を埋めさせた。川路はその足で内務省に出頭し、右の趣を大久保に復命した。この思ひ切った処置の結果として、さしも騒がしかった物議も、忽ち鳴りを鎮めてしまった。疑惑はまだ全く晴れないにせよ、理論上最早や争ふ余地がなくなったからである。』

（私の見解）

「小松は、伊藤・大久保の秘密会談によって、川路に別命が下り、墓発掘・遺体検分が実施されたとする。井黒は虚構だとする。いずれが正しいのかはこれだけでは分からない。小松としては、「伊藤は、遺体を検分していないという『初動捜査』の欠陥を正し、『犯罪に非ず』・『無犯罪』証明入手した」と、持ち上げたいのであろう。ただ、前年2月21日太政官布告により認められた今日の「司法解剖」に当たるものに（p119）抛っていないので、無犯罪証明は不徹底なものになり、逆に「隠ぺいが完成した」との評に付け入る余地を与えてしまった。

仮に墓発掘・遺体検分が行われたとすれば、その法律手続きは、どう説明されるのだろうか。旧幕時代の町奉行の事実行為的感じがする。「秘密」とせざるをえないのではなかろ

うか。それに川路大警視が了解したのであろうか。さらに、その動きは、千坂らの監視網に捕らえられたであろう。大久保の威望は丸つぶれになり、『公の威望』は存在しなくなるか、大修正を加えられたであろう。なお、『春畠公と含雪公』は、千坂の没後に出版されている。」

第6章 大久保暗殺団の斬奸（姦）状

明治11年5月14日、大久保利通内務卿は、紀尾井坂において、石川県士族島田一郎らによって暗殺された。本書を離れて、鈴木蘆堂『大警視川路利良傳 全』(東陽堂 大正元年12月9日)の「斬姦状・五罪の其二」(P218)から引用する。「臨時閣議」の模様は一般には知られていない。

「頃日世上ニ陳ズ黒田清隆酩酊ノ餘リ暴怒ニ乗ジ其妻ヲ殴殺ス適川路利良其座ニ在リト而シテ政府之ヲ不間ニ置キ利良亦不知ト為シ已ム・・・被殺人ノ親族之ヲ告グルヲ待テ治メント欲スル歟未ダ知ル可カラズト雖モ利良ハ何物ゾ身警視ノ長トナリ天下ノ非違ヲ検スルノ任ニ在リ而シテ黙々不如為ル者豈ニ之ヲ私庇セント欲スル歟夫レ姦吏輩ノ法律ヲ私スル率ネ如斯・・」

(私の見解)

「斬奸（姦）状は、当然ながら、黒田・川路を名指しして攻撃している。『団珍』と同様に『犯罪あり、隠蔽まかりならぬ』であり、遺体検分の話は出てこない。『犯行目撃者』川路は、たまたま黒田家に居合わせ、目撃したとされた。『隠ぺい者』川路への追及は、さらに厳しい。」

鈴木は更に、次のように論評する。

「加州の志士が西郷派と氣脈聲息を通じたるもの決して一朝一夕の故にあらざりしは明らかなり。偶々十年の役の起らんとするや、島田、長等は兵を挙げ薩軍に応じて事を成さんと期しつつ、密に同志と共に謀る所ありしも、官軍熊本城に聯絡せしより以来、大事の意の如くなるべからざるを覺り、其計画を一変し要路の權臣を斃し、以て施政を一変せしめんことを期したりき。由之觀之西南戦争の餘波より其拳に出でしものなりしは論を待たざる所なり。」(鈴木 p 238)

(私の見解)

「『団珍』の爆発と大久保暗殺は、ともに「西南戦争の餘波」であり、親西郷派の復讐とも考えられる。結果的には、大久保の犠牲が黒田の政治生命を守ったと言えよう。」

第7章 司馬遼太郎の『翔ぶが如く』の発売、噂の再生

昭和51年メガトン級の大爆弾が破裂した。司馬遼太郎の『翔ぶが如く』の発売である。噂が再生した。

「明治11年3月のことである。黒田清隆の家を客が訪ねると、家の中がざわめいている。去りやれず玄関にたたずんでいると、主人の清隆が血刀をさげて現われ、『いま、妻を殺してきた』と興奮した調子で告げたので、びっくりしたという。」

「大久保の命を受けて大警視の川路利良が、清の墓をひらいて調べ、他殺に非ずと断定する。摘発すべき人物が味方になったので、黒田の首はつながった。」(p 9)

(私の見解)

「『目撃者川路』は消えたが、『隠ぺい者川路』は復活させられた。『墓発掘・遺体検視』は、ここでは、『隠蔽完成』に使われた。『翔ぶが如く』の威力は、『団珍』級と言えよう。」

おわりに

そして、昭和 61 (1986) 年 4 月 15 日、本書の発行となった。読後感はあまりよくない。無理矢理、出来の悪い芝居を見せつけられた感じがする。友人の奥さんが死んだ。友人が殺害したと噂され、自分がその目撃者にされた。そして最後は犯行隠蔽の大見栄を切らされた。黙っているのにつけこんで。川路さんの気持ちをおしあなづかってみた。

本書 p160 に、西南戦争下、三島通庸の探偵からの報告が引用されている (『三島通庸関連文書』)。

「然リ、流言浮説ノ社会ヲ毒スル、如此甚敷モノナルヲ以テ、之ヲ未発ニ予防シ、又其浮説ノ由テ起ル源由ヲ探求シ、之ヲ防圧シ、之ヲ起ラシメザルノ手段ヲ尽サザルトキハ、不測ノ患害ヲ成スハ必然ナリ。」

明治のこの時代は、流言浮説横行の時代であった。そして今まで、生成 AI 全盛時代に入ろうとして、仮想空間と現実空間の混淆が懸念されている。この「報告」をしっかりと受けとめる必要がある。

(令和 6 年 7 月記)

[初出 :『大警視だより』 続刊第 20 号]

【部会関連紹介】「警察史研究部会電翰参考資料一斉通信」等作成の件

・警察政策学会警察史研究部会及び大警視川路利良研鑽会では、諸般の事情あって、令和 4 (2022) 年 6 月以降、「警察政策学会警察史研究部会及び大警視川路利良研鑽会彙報」を創始、研究部会例会時に配付してきた。令和 6 (2024) 年 12 月現在「(9)」迄発行済である。

・次いで、令和 6 (2024) 年度始めでの部会長・会長交代諸行事進行に伴い、部会員諸氏の自宅での研究の一助としていただくべく、「警察史研究部会電翰参考資料一斉通信」なるものを開始することにし、令和 5 (2023) 年 12 月から実施している。令和 6 (2024) 年 12 月 17 日現在で、「令和 6 年度第 255 号 (通巻第 285 号、令和 6 (2024) 年 12 月 17 日発行)」まで発行中。

【史料紹介】大津事件関係新出警察資料新聞記事

・『大警視だより』 続刊第 18 号 (令和 6 年 1 月 1 日刊) に「刑法史・警察法史研究の思い出」を御寄稿いただいた大津事件研究の権威新井勉先生関係で下記記事が出た。

「ロシア皇太子負傷の大津事件、斬りつけた津田三蔵関連の 80 人の証言集など新資料見つかる R06-2/19 (月) 9:54 配信 読売新聞オンライン」

⇒その後読売新聞同日夕刊に正式記事が掲載される。

<https://news.yahoo.co.jp/articles/7ad0cf616d5ac446ff331d2dbc0b23d73201321f>

官修墳墓について

警察政策学会警察史研究部会員 小風 明

1 沿革¹

(1) 戦前

官修墳墓（かんしゅうふんぼ）とは、戊辰戦争において官軍各藩士でこれに従軍し戦病死した者の墳墓で、戦前は国で祭祀がされていた墓所である²。官修墓地と称されることもある。

明治7（1874）年2月15日内務省達乙第12号で、それぞれの地に埋葬されていた戊辰戦争戦病死者について「自今官費ヲ以テ修繕シ維持ニ注意スベキ」旨の仰出があり、翌明治8（1875）年4月24日太政官達第67号「招魂社経費並墳墓修繕費定額ニ關スル件」により内務省所管の下に定額の修繕費等を支出することとして、国において祭祀することとなった。

官修墳墓の管理には、監守者を置き、明治12（1879）年1月21日内務省達乙第3号により、開設の沿革、域内坪数・地種（官有民有の別）、埋葬人名表（戦死事由、旧藩名、姓名、年齢等）を記載する官修墳墓の明細帳調整制度ができ、明治15（1882）年9月18日内務省神社甲第355号達により西南の役戦没者の墳墓もこれに加えられた。

その後、明治23（1890）年8月23日内務省訓令第29号、大正元（1912）年11月16日内務省訓令第11号などで修繕等の手続き、方法等が定められ、昭和15（1940）年4月12日には官修墳墓についての取り扱い上不明確なところが整理された（内務省訓令第5号「国庫ヨリ供進スベキ護国神社祭資料及官修墳墓修繕料定額」（墳墓一ヶ所につき6円25銭）、同第6号「国庫ヨリ供進スベキ護国神社祭資料及官修墳墓修繕料取扱規程」、同第7号「官修墳墓看守者設置並ニ給料支給規程」）。

(2) 戦後

終戦後いわゆる「神道指令」（昭和20（1945）年12月15日連合国軍最高司令官総司令部参謀副官発第3号日本政府に対する覚書「国家神道、神社神道ニ對スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廢止ニ關スル件」）により神社の国家管理の廃止が命じられた後も、官修墳墓制度そのものは存置された（昭和21（1946）年2月2日内務省訓令第7号は、護国神社祭資料を廃止したが官修墳墓修繕料は廃止していない）。が、昭和21年度予算では、従来認められていた「護国神社及び官修墳墓」の歳出科目が削除となり、官修墳墓に対する国家の支出は遂に断絶することとなった。昭和22（1947）年末には官修墳墓を所管していた内務省も廃止され、これを引き継いで所管する政府機関もなくなった。

このため、官修墳墓の祭祀は縁故者等が当たっているほかは殆ど放置状態となつたことから、関係者らから請願があり、昭和29（1954）年4月3日、横須賀市大岩義一外

¹ 大蔵省管財局『社寺境内地処分誌』（大蔵財務協会、1954年4月）248頁。文部省『宗教年鑑 昭和36年度版』（1962年7月）273頁。

² 内務省『内務省事務概要』（1938年12月）68頁など。

二名による「神奈川県横須賀市追浜官修墳墓の祭し等復活に関する請願」は衆議院及び参議院の文部委員会に付託され、その後昭和 30（1955）年同 31（1956）年にも衆議院及び参議院の文教委員会に付託されている。そして、昭和 32（1957）年 5 月 18 日衆議院内閣委員長は、横須賀市晨洋会長坪坂新吾外二名による「官修墳墓の祭祀及び管理の復活に関する請願」について衆議院議長に次のような報告をした。

一、請願の要旨及び目的

八十年前西南の役のがいせんの途次、戦中にて病死した四十八柱の英靈の永眠する横浜市〈ママ〉追浜の官修墳墓は、官修墳墓に関する法規が占領政策実施後も廃止されないにもかかわらず、独立後の今日においても、いかなる事情か全然顧みられず、一回の修繕も祭し執行も実施されないまま、国民から忘れ去られようとしていることはまことに遺憾である。については、この外全国各地にある千十三箇所の官修墳墓に対する経費を緊急に設定し、昭和三十二年度より祭しおよび管理を復活されたいというものである。

二、請願の議決理由

官修墳墓に関する法規が廃止されていないのであるから、緊急に経費を設定し祭しおよび管理を復活されたいという本請願の趣旨ならびに目的は適切妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

政府においても、内閣審議室が中心となって、大蔵、文部、厚生、自治各省関係者が種々協議し、調査等を行うなど検討し、昭和 36（1957）年 10 月 3 日「官修墳墓の維持、管理及び祭祀について」が閣議了解され、官修墳墓は基本的に所在地の市町村の管理に委ねられることになった。閣議了解の内容は、次のとおりである。

1. 官修墳墓（昭和 15 年 4 月 12 日内務省訓令第 5 号、同第 6 号及び同第 7 号により、国庫より供進された官修墳墓修繕料をもって監守された墳墓をいう。）の敷地のうち、国有のものについては、当該官修墳墓の維持、管理及び祭祀にあたる地元市町村に無償貸付又は譲与するものとする。
2. 官修墳墓の敷地のうち都道府県有のものについては、都道府県がその維持、管理及び祭祀にあたるもの以外は、地元市町村に無償貸付するよう都道府県に勧奨するものとする。
3. 官修墳墓の維持、管理及び祭祀は、官修墳墓の存在する地元市町村が行ない（都道府県がその維持、管理及び祭祀にあたるもの除く。）憲法第 20 条の趣旨に反しないよう宗教的色彩の伴わない方法で、その地方の実情に応じて行うよう市町村に勧奨するものとする。
4. 官修墳墓を、将来、公共墓地等に移し替える等、その維持及び管理に多額の経費を要する場合には、別途財源措置を講ずるものとする。

（3）所在地及び個所数

昭和 28（1953）年 4 月文部省調では 1,013 か所である³。

³ 大蔵省管財局・前掲注 1) 250 頁。この数字は内務省『大日本帝国内務省第 52 回統計報告』（1944 年 7 月）120 頁掲載の数字と一致している。この官修墳墓に埋葬されているのは、西南の役で戦病死した警

東京 25	北海道 13	京都 29	大阪 2	神奈川 3	兵庫 1	長崎 17
新潟 83	埼玉 1	群馬 7	千葉 10	茨城 14	栃木 83	滋賀 2
長野 44	宮城 1	福島 186	岩手 6	青森 15	山形 44	秋田 127
福井 1	石川 1	富山 6	岡山 28	広島 6	山口 24	福岡 8
大分 12	佐賀 10	熊本 163	宮崎 12	鹿児島 29		計 1013

2 西南の役警視隊戦没者墳墓

弥生廟協賛会は、昭和 53（1978）年から 58（1983）年まで警視庁自警会の協力を得て、全国 17 道県 34ヶ所に眠る「西南の役」戦没警視庁警察官の墓所を調査し、1573 柱の戦没警察官の供養をしている。この調査で判明した墓碑等（慰靈碑も含む。）の所在地は、次のとおりである⁴。

- 北海道「豊田作美之墓」 松前護国神社境内
- 秋田県「全良寺墓地」 秋田市
- 福島県「忠魂碑」 福島県護国神社境内
「明治十年西從陣士十五人之碑」 二本松市招魂山
「報國尽忠の碑」 会津若松市阿弥陀寺境内
- 茨城県「顕勲の塔」 茨城県護国神社境内
- 栃木県「栃木県護国神社」
- 埼玉県「西南戦争埼玉県人殉難之碑」 さいたま市調神社境内
- 神奈川県「深浦官修墓地」 横須賀市
- 新潟県「悠久山招魂社」 長岡市蒼紫（あおし）神社境内
- 三重県「征西陣亡士卒招魂碑」 津市偕楽公園内
- 和歌山県「記念碑」（四役戦亡記念碑） 和歌山市岡公園天妃山
- 岡山県「紀功碑」 岡山県護国神社境内
- 愛媛県「殺身呑成仁の碑」 宇和島市和靈神社境内
- 長崎県「佐古梅ヶ崎墳墓」 長崎市
- 熊本県「忠靈碑」 熊本市中央区小峰墓地
「宇蘇裏官軍墓地」 玉名郡玉東町
「高瀬官軍墓地」 玉名市
「七本官軍墓地」 熊本市北区
「合同碑」 八代市
「警視隊戦死之墓」 阿蘇郡南阿蘇村西南の役戦跡公園内
「今井武之墓」 熊本市西区花岡山公園
「木村巡查之墓」 天草市牛深官軍墓地
- 大分県「戦没警察官墓地」 大分市護国神社境内

観音警察官だけではなく、戊辰戦争戦没者らも含まれている。

⁴ 「警視隊の墓碑を訪ねて～西南の役戦没者慰靈～」（警視庁警務部教養課『自警 65 卷 8 号』（1983 年 8 月）80 頁）

「戦没警察官墓地」 佐伯市招魂所
 ○宮崎県「細島官修墓地」 日向市
 「細谷卓良之墓」 日向市正覚寺境内
 「戦没警察官之墓」 日南市五百禪（いおし）神社境内
 ○鹿児島県「西南の役戦没警察官慰靈碑」 鹿児島県警察学校内
 「西南の役戦没警察官慰靈塔」 鹿児島市祇園之洲公園内
 「川内官修墳墓」 薩摩川内市泰平寺境内
 「加藤忠平之墓」 指宿市旧園田家墓地内
 「内藤智道之墓」 薩摩郡さつま町東谷墓地内

鹿児島県指宿市に所在する加藤忠平之墓について、令和6（2024）年1月6日付南日本新聞に次の記事が掲載されているので、これを紹介することとする⁵。

「会津の巡査どん、鹿児島に眠る 西南戦争で派遣、コレラに倒れる 現役巡査が情報元に墓を発見 指宿」

鹿児島県指宿市岩本の小高い丘に福島県出身の警察官の墓がある。西南戦争があった1877（明治10）年に亡くなり、地域住民が建てたとされる。指宿警察署の署員有志と住民が昨年末、墓を捜し当て、雑木を切り払って参拝できるように整備した。

墓や指宿署に残る資料などによると、葬られているのは会津士族の加藤忠平二等巡査。西南戦争の際に指宿に派遣され、コレラにかかって病没した。墓は国指定史跡「今和泉島津家墓所」の裏手の山を登った頂上にある。日清日露の戦没者碑や西南の役戦没者碑の横に登り口があったが、雑草木が生い茂り、長らく場所が分からなくなっていた。

岩本駐在所の肥後屋修平巡査部長（41）が問い合わせを受けて調べたところ、1973（昭和48）年に草むらから発見され、かつては「巡査どんの墓」と呼ばれていたことなどが分かった。しかし、墓の存在は地域住民にも忘れられており、昨年末、有志を募って捜索した。署に残っていた簡略図を頼りに、やぶに分け入って石で囲まれた墓を見つけた。

捜索に参加した馬場畠末治さん（68）＝同市小牧＝は「墓の存在を知らなかったので驚いた。見晴らしのいい場所に建てられていることから、地元の人とも親交があったのだろう。地域の宝として残したい」と話した。

〔初出：『大警視だより』続刊第19号〕



山中にある加藤忠平巡査の墓を捜し当たった肥後屋修平巡査部長＝指宿市岩本



⁵ <<https://373news.com/news/storyid/188045/>> (2024年1月25日閲覧)。

令和 6 年度横須賀市「浦郷官修墓地墓前祭」と 警視総監から横須賀・深浦町内会へ感謝状贈呈

警察政策学会警察史研究部会員 眞井 良雄

横須賀市浦郷町 3 丁目 60 番地に所在している「浦郷官修墓地」で墓前祭が、追浜連合町内会・深浦町内会主催で令和 6 (2024) 年 5 月 11 日 11 時から執り行われた。「開式のことば」を式の司会も兼ねた深浦町内会会长今村恭啓氏が述べられた。最初に「追浜連合町内会」藤島紀雄会長があいさつされた。次に、参列者がお焼香をされた後、司会の今村氏が「参列された個人や団体名」(警視庁総務部企画課: 警部 山田慎太郎、警部補 中村晋太郎、主任 須賀達也、ご遺族: 榊原康之、榎原長和、田浦警察署署長代理 警備課長 田畠和平、警察政策学会警察史研究部会: 部会長 新谷珠恵、小野田博光、眞井良雄、横須賀市健康部健康総務課: 課長代理 渋谷一弘、横須賀市追浜行政センター: 館長 羽布津仲雄、副館長 後藤康弘、追浜連合町内会・深浦町内会役員若干名)を読み上げられた。

「来賓のあいさつ」では、警視庁総務部企画課警部 山田慎太郎氏、次に田浦警察署署長代理警備課長 田畠和平氏があいさつされた。「ご遺族のあいさつ」では、故榎原謙齋様のご遺族である榎原康之氏と榎原長和氏が述べられた。最後は深浦町内会今村会長の「閉式のことば」で、11 時 30 分に墓前祭が終了した。

今年 1 月で警視庁が創設 150 周年を迎えた記念の一環として、横須賀市追浜行政センターにおいて、令和 6 年 6 月 5 日に、緒方禎己警視総監からの感謝状を森元良幸副総監が、深浦町内会会长の今村恭啓氏に贈呈した。感謝状には、「貴会は長年にわたり浦郷官修墓地の墓前祭を実施し警視庁職員の御靈の供養に多大な貢献されました



官修墓地で墓参りする森元副総監



警視庁森元副総監(左)から感謝状を授与された深浦町内会関係者 3 名

ここに深く感謝の意を表します
令和六年六月五日 警視総監
緒方禎己」と書かれている。その贈呈式の様子が、令和 6 年 6 月 6 日付けの産経新聞と神奈川新聞に掲載された。

(参考)警視庁総務部企画課(中村晋太郎氏)「浦郷官修墓地に思いを馳せて」『自警』令和 6 年 7 月号 360~361 頁。

[初出:『大警視だより』続刊第 20 号]

第7編法制史・警察史研究その他

【特別寄稿】

五十而知天命

—「外地法制誌」と中村涉—

大阪大学大学院高等司法研究科教授 小野 博司

明治国家の植民地法制に关心を持つ者であれば、一度は「外地法制誌」を紐解いたことがあろう。特に平成2（1990）年に文生書院より復刻されて以降、より多くの読者を得るようになったと思われる。「日本旧領域に關係のあった條約」、「外地法令制度の概要」、「台湾」、「朝鮮」、「南洋群島」、「関東州」、「樺太」の7部15冊からなる同書は、各外地の法令を分野ごとに整理、掲載しており、「外地六法」として使用できる。また、簡にして要を得た解説も良い。しかし、普段から同書を手に取っている人の多くも、その成立過程は知らないのではないだろうか。少なくとも著者は気にしてこなかったが、ここ数年新たに始めた研究をきっかけに、俄然これが気になり始めた。さいわい文生書院版の小林勇之助氏の解説¹が多くを教えてくれたが、その中でも、これをほぼ一人で編んだという中村涉という人物のことは詳しく書かれていなかった。そこで以来、「外地法制誌」と中村についての資料を少しずつ集めており、いずれ稿を起こしたいと考えているが、本小文はそれに先立つものとして、中村の自伝（「回想」²）によりながら、彼の生涯を紹介する。

中村涉は明治32（1899）年11月、「おもに秤を作る（中略）、従業員十名前後家庭的雰囲気」³の工場で工場長を務める清七の長男として、東京に生まれた⁴。官界入りは大正8（1919）年1月、満19歳のとき（幸橋税務署臨時雇）で、その後復興局を経て昭和4（1929）年6月に拓務省に入り、「大蔵省出身者たる上に、法人所得税の事務経験がある」ということで「外地の租税専売係長」を務めた（48頁）。この間、大正15（1926）年3月に中央大学経済学科を卒業した。昭和11（1936）年12月、税制改革を予定していた南洋庁の事務官（高等官七等）となり、商工課長、税務課長、財務課長の要職を務めた。敗戦直後の昭和20（1945）年8月、大東亜省事務官だった中村は、同省廃止にともない外務省に入り、管理局総務部南方課に配属されて、主に南洋庁と台湾総督府に関する事務を担当した。

ところで、旧外地全般の整理業務を担当することになった外務省では、外地法令の改廃に関する様々な問題も、内閣法制局などと連携し解決にあたっていた。そしてこれらがひと段落した後、「今後実際問題として考えられる事柄は、公私の財産請求権に関するものが多く、いずれも平和条約の発効ないし同条約に基く日本と各国との取極めの結果を俟たずに処理方針を決定し難いもののみなので、（中略）この際外務省としては、外地関係法令の

¹ 小林勇之助「外務省条約局編『外地法制誌』公刊の概要」外務省編『外地法制誌』第1巻、文生書院（1990復刻）。

² 中村涉「回想」中村淳編『たえなる恵み—中村涉の回想と追憶—』（1979）。「回想」からの引用は、本文中にページ数で示した。

³ 中村淳「両親と兄」同上 139頁。

⁴ 中村の経歴は、中村淳「中村涉年譜」同上 193-199頁による。

失効の時期、該失効法令に基いて形成された法律関係の効力、失効法令に関連して今後生ずることのあるべき国内問題の処理方法等についての見解を明らかにする」⁵という方針を立て、条約局に行わせることにした。そのため、拓務省以来外地法制に精通していることから、管理局で外地関係法令整理の善後措置を一任されていた中村は、昭和 27（1952）年 1 月に条約局へ異動となった（73 頁）。

条約局で最初に取り組んだのは、昭和 27 年 4 月に非公式に配布された「外地関係法令整理に関する善後措置に関する意見」（以下、「意見」）の作成である。外地関係法令の効力と、その整理ないし整理の善後措置についての省としての解釈をまとめたことは、大きな成果であった。さらにこの「意見」は、中村がかねてより希望していた「外地法制誌」の編集を後押するものとなった。管理局時代から彼は、「外地関係法令整理の善後措置を考究する基本的知識に資する」とこと、「五十年間に及ぶ日本の外地統治の史実を、統治方式の最大事項たる法制の側より説き、実質的には統治誌として後世に伝える」ことを目的に、その編集を主張していた（77 頁）。上司の同意も得ていたが、大蔵省は、「GHQ は、戦後日本が旧領土に関してとやかくいうのを極端に忌避し、記録編集にさえ（中略）拒否する」（77 頁）と考え、わずかの印刷費しか認めなかった。しかし「意見」公表後、直接の上司である大郷正夫第四課長が熱心に勧めたことなどもあり、知命を超えて中村は、「孤軍奮闘でまとめる気になり、自分なりに構想を練って、できることから着手」（77 頁）していくのである。

昭和 30（1955）年 7 月の『日本旧領域に關係のあつた条約』を皮切りに、「外地法制誌」は次々と刊行されていった。この間、昭和 42（1967）年 3 月に中村は外務省を辞職したが、編集完了までは条約局調査室で執務を続けた。編集が完了したのは、古希を優に過ぎた昭和 46（1971）年 3 月のことであった。なお彼の生前に刊行されたのは 15 冊中 13 冊で、第 6 部の中・後編は、「内容の性質上、対外的に問題となる箇所がある」⁶として部内資料に止められた。これが公刊されたのは平成 16（2004）年で、このとき初めて人びとは、「外地法制誌」の全貌を知ることになった⁷。驚異的な根気と集中力で「外地法制誌」の編集をやり遂げた中村は、病を得ながらも穏やかに過ごし、昭和 53（1978）年 8 月に亡くなった。享年 80 歳。彼が近代日本法制史研究に残した足跡は極めて大きい。

（執筆者紹介）

小野 博司（おの ひろし）

大阪大学博士（法学）。専門は近代日本法制史。近時の主な業績は、『近代日本の行政争訟制度』大阪大学出版会（2022）、「明治国家における占領地軍政法」法と文化の制度史（3）（2023）。なお、小野先生は初出執筆時は神戸大学大学院法学研究科教授。

[初出：『大警視だより』続刊第 19 号]

⁵ 「外地関係法令整理に関する善後措置について」外務省編・前掲注（1）107-108 頁。

⁶ 小林・前掲注（1）6 頁。

⁷ 平成 2 年に文生書院が復刻したのは既刊 13 冊で、第 6 部中・後編は、平成 16 年に龍溪書舎が「復刻」した際に初めて公開された。これについては、「龍溪書舎総合図書目録」⑨-52 頁〈<http://www.ryuukei.co.jp/pdf/09.pdf>〉（最終閲覧日：2023 年 9 月 13 日）も参照されたい。

【特別寄稿】

1939年度『大塚久雄先生講義プリント』をめぐって

警察政策学会警察史研究部会員 福島大学行政政策学類准教授 阪本 尚文

福島大学附属図書館には、『大塚久雄先生講義プリント—経済史』(帝大プリント連盟、1939-40（昭和14-15）年、以下、『大塚プリント』。写真1) という資料が、二組所蔵されている。20世紀日本を代表する西洋経済史家、大塚久雄（1907-1996（明治40-平成8年）による昭和14年—東京帝国大学での最初の—「経済史」講義の速記ノートである。東大では、戦前から、特に聴講者の多い講義については学生による講義筆記ノートをガリ版刷にした「プリント」が作成・販売されており、これらは、聴講学生にとって聞き漏らした点や理解が不十分な点を補ううえでしばしば有益であったし、コピー機が存在しなかった当時、とりわけ講義の一部あるいは全部に出席しなかった学生の期末試験準備には便利なものであった（平石 1998、312；渡辺 1998、218）。この頃の「プリント」業者には、「帝大プリント連盟」のほかに「帝大プリント刊行会」「文精社」「啓明社」などがあり（帝国大学新聞 1938、11）、それらが発行した「プリント」は、少なくない数が全国の大学図書館などに残されている。しかし、大塚「経済史」の完全な速記ノートは、他大学図書館にも国立国会図書館にも発見できない。福島にのみ、「豪農」研究で知られる日本近世史家、藤田五郎の蔵書からなる藤田文庫に一組、大塚の蔵書・草稿類を収める大塚久雄文庫にもう一組、確認できるだけである（登録番号は006211676及び199083642）。

三つの分冊からなる『大塚プリント』の総頁数は、正誤表を除いて286頁にわたるが、藤田文庫のものは一冊に製本のうえ背表紙に「経済史 大塚久雄」と手書きされており、繙くと複数の色鉛筆による書き込みが散見される（写真2）。平賀肅学で本位田祥男が退職し、入れ替わりで大塚が法政大学から呼び戻された昭和14年春、藤田は東京帝国大学経済学部を卒業している（福島大学経済学部経済学会 1953、229）。それゆえ、服部之総を「まことに彼くらい接したほどのすべての人から、愛され、尊敬され、信頼された人物は、この三位を一体に具備した人物は、わたしの五十二年の生涯のうち、他に一人も見たことがない」（服部 1981、219）と嘆息させたこの短命の歴史家は、在学中に講義を受講し、『大塚プリント』を用いて試験対策をしたわけではない。だが、藤田は卒業後も昭和15年5月に福島高等商業学校に赴任するまでの間、「およそ経済史を見る目を養いたい」と大塚演習に顔を出していたので（大塚 1971、1）、同時並行で、『大塚プリント』を精読したのである。「大塚久雄教授の業績の熟読がはじめのころの故人〔藤田〕の理論的素養の主なもの」（小林 1984、127）であったことに鑑みれば、教科書指定された『欧洲経済史序説』（時潮社）を片手に藤田が格闘したはずの『大塚プリント』も、「敗戦直後の学界をその新鮮さとその不屈のエネルギーとその達成とで潤おし [...] 異常な歓迎と多くの批判」（小林 1984、127）を呼び起こした藤田にとって、重要な跳躍板となつたに違いない。

一方、大塚文庫所蔵の方は、学生が大塚のところに持参したのであろう。この種の「プリント」につき、丸山眞男は、「もちろん一応、私に許可をもとめますけれども、試験の

スプリングボード

間際になつてもつくるものですから、いちいち校閲している暇がない。目を通した学年のもありますけれども、目を通さない年の方が多い」と語っている（丸山 1996、117。参照、丸山眞男手帖の会編 2015、161-162）。『大塚プリント』も、同様の経緯で大塚の手に渡ったと推定される。ただし、本人による校閲の跡は残っていない。

むろん、講義内容を正確に把握するためには、『丸山眞男講義録』第1-7冊、別冊1-2（東京大学出版会）のように、講義担当者の作成した講義ノート・メモ類や複数の聴講学生による筆記ノートと「プリント」を付き合わせることが、望ましい。「プリント」の記述には聞き違いの危険が常にともなっている。1938（昭和13）年に業者に対して自身の講義（債権法総論・各論）の「プリント」の出版禁止などを求めた我妻榮は、理由を「プリントが杜撰であるといふことは教授の立場からも學生の立場からも迷惑」と説明する（帝国大学新聞 1938、11）。京大事件（1933（昭和8）年）の際には、京都帝国大学での「刑法」講義案をまとめた瀧川幸辰の『刑法講義』（弘文堂）が発禁処分を受け（伊藤 2003、104-108；松尾 2005、99）、また瀧川「刑法」の「プリント」を契機に学内外から「プリント」廃止が叫ばれ「プリント」出版が中断したというから（帝国大学新聞 1938、11）、我妻の懸念は切実であった。

もっとも、丸山が「できのいいのと悪いのとがありますて、できのいい学生が書いた年のはいい」と述べているように（丸山眞男手帖の会編 2015、160）、「プリント」すべてが「杜撰」であったわけではなく、『大塚プリント』について言えば、講義内容を一語一句必死に聞き取り克明に記録しようとする真摯な姿勢が伝わってくる労作となっていて、巻末には、前述のように詳細な正誤表まで付されている。取り扱いに注意は要するけれども、率直に言って「でき」は良く、その資料的価値は無視できない。

「経済史」講義が行われた前年の昭和13年は、「大塚の比較経済史にとって、とりわけ画期となった年」であった（齋藤 2015、134。参照、岡田 1987、7）。『株式会社発生史論』（有斐閣）、『歐洲經濟史序説』の二冊が相次いで刊行され、しかも、「農村の織元と都市の織元——十六・七世紀のイギリス毛織物工業に於ける織元の二の型」という「大塚理論の核心」（土肥 2015、165）となる重要な論稿も、二回に分けて『社会経済史学』（第8卷第3-4号）に掲載されていたからである。従来の大塚久雄論では、論者の立場はともかく、公刊された作品のテクスト解釈が、中心的なアプローチを占めていた。そのようななかで、『大塚プリント』を、『歐洲經濟史序説』のみならず、大塚文庫所蔵の法政大学時代（1935-38（昭和10-13）年）のものと推定される「プリント」である『大塚先生 西洋經濟史講義案』第一分冊（登録番号 199084151 及び 199088628）やこの時期の読書ノート・未発表草稿類と慎重に突き合せれば、比較経済史学の成立・展開過程を知るうえで、新しい知見がもたらされるはずである。

（注記：写真1、2は本輯では省略。）

（引用文献）

- 伊藤孝夫 2003 『瀧川幸辰——汝の道を歩め』 ミネルヴァ書房
大塚久雄 1971 「若き日の藤田五郎君のことなど」『藤田五郎の人と学問』（『藤田五郎著作集』第5巻付録）御茶の水書房
岡田与好 1987 『経済的自由主義——資本主義と自由』 東京大学出版会

- 小林昇 1984『帰還兵の散歩』未來社
- 齋藤英里 2015「比較経済史の誕生—大塚久雄『株式会社発生史論』に関する一考察」(1)
『武藏野大学政治経済研究所年報』第10号
- 帝国大学新聞 1938「試験目録の法科生、頭痛鉢巻」『帝国大学新聞』第702号(1938年
1月10日付)
- 土肥恒之 2012『西洋史学の先駆者たち』中央公論新社
- 服部之総 1981『原敬百歳』中央公論社
- 平石直昭 1998「解題」『丸山眞男講義録』第7冊、東京大学出版会
- 福島大学経済学部経済学会 1953「藤田五郎略歴および著作目録」『商学論集』第21卷
第4号
- 松尾尊児 2005『滝川事件』岩波書店
- 丸山眞男 1996『丸山眞男集』第12巻、岩波書店
- 丸山眞男手帖の会編 2015『丸山眞男話文集』続4、みすず書房
- 渡辺浩 1998「解題」『丸山眞男講義録』第3冊、東京大学出版会

(執筆者紹介) 阪本 尚文(さかもと なおふみ)

京都大学大学院法学研究科法政理論専攻博士課程単位認定退学。現在、福島大学行政政策学類准教授。専門は憲法史。

主な著訳書:『知の梁山泊—草創期福島大学経済学部の研究』(編著、八朔社、2022(令和4年)、ネッケル『穀物立法と穀物取引について』(共訳、京都大学学術出版会、2021(令和3年)、「経済史学と憲法学—協働・忘却・想起」恒木健太郎・左近幸村編『歴史学の縁取り方—フレームワークの史学史』(東京大学出版会、2020(令和2年)117-143頁、『Aún aprendo それでもまだ学ぶぞ—西村稔先生追悼集』(私家版、2020(令和2年〈<http://hdl.handle.net/10270/5154>〉)、ファンボルト『国家活動の限界』(共訳、京都大学学術出版会、2019(令和元年)、フリードリヒ二世『反マキアヴェッリ論』(共訳、京都大学学術出版会、2016(平成28年)ほか。

[初出:『大警視だより』続刊第19号]

ある日の久保正幡先生—北康宏教授御新著『中田薰』に接して—

警察政策学会警察史研究部会員 吉原 丈司

先般北康宏教授の博識を究める精緻周到な御労作『中田薰』(人物叢書、吉川弘文館、令和5(2023)年8月1日刊)〈<http://www.yoshikawa-k.co.jp/book/b626819.html>〉が刊行され、大きな反響を呼んでいることである。ほとんど初めて知ることばかりで、大変学ばさせていただいた。中田薰博士(1877~1967)については、大昔に同博士最後の御高足の久保正幡先生(1911~2010)から一、二お話を聞きしたこと也有り、同書を読む中で久保先生のことを想起した。以下は、かつて静岡県掛川市御在住の郷土史家、詩人として有名な石野茂子様の個人文芸誌『冀北文学』創刊号(平成21年12月28日刊。最新刊第5号:令和6年5月刊)に寄せた旧稿ではあるが、この機会に敢えて再録させていただくこととした。いささか急な掛川城天守を登り切られてにっこりとされた御高齢の先生のあの日の御温容を懐かしく思い出す。久保先生はその十余年後、本稿寄稿後まもなくの平成22年1月20日に長逝された。享年98。ただただ先生の御冥福を謹みお祈りいたすものである。なお、石野様には現在多くの御著作を刊行されるとともに、大日本報徳社副社長として更に御活躍をお聞きする。氏の益々の御発展を祈念する次第である。

ある春の掛川行—久保正幡先生・石野茂子様・掛川報徳社—

御本務で大変活躍されるとともに、文筆家、郷土史研究者としても著名な石野茂子様が、このたびいよいよ個人雑誌を創刊されることになられたとお聞きした。まことに素晴らしいことであり、敬服するばかりである。謹んで御祝詞申し上げる次第である。石野様の御関心、御活動は、多方面に及ぼれ、その都度貴重な御著作等の恵投に与ってきたが、個人的には、掛川報徳社関係で御示教を受けたことが、最も思い出深いことである。以下、その経緯を一、二誌しておきたい。新たな御雑誌の益々の御発展をお祈りするものである。

早いもので既に十年以上の歳月が過ぎたが、平成9（1997）年春たまたま静岡に住むようになってまもなくのある日、当時いろいろと御指導を賜っていた久保正幡先生から、お電話をいただいた。御用件は、近々の休日に静岡市内に所用があるが、折角のこと故この機会に恩師一木喜徳郎先生（1867～1944）を偲んで、掛川の大日本報徳社等同先生ゆかりの地を訪ねることとしているので、一緒に行ってみてはどうか、ということであった。それまで、報徳社云々については、まったく無知にして、二宮尊徳翁（1787～1856）のことしか知らず、また、一木博士に関しては、高名な公法学者にして日本近代政治史上の有名人とか、岡田良平元文相（1864～1934）と御兄弟とかくらいしか存じ上げていなかったので、何故久保先生が掛川とか恩師一木先生とかいわれるのか、その時点ではよくわからなかつた。（追加〈<https://www.ndl.go.jp/portrait/datas/384/>〉）

当日午後、静岡でお仕事を済ませた久保先生と落ち合って、知人と三人で掛川に赴いたが、車中お話する中で、一木博士は久保先生の出られた旧制武藏高等学校の初代校長でその後も同校とは関係が深かったこと（根津育英会理事長、名誉校長等）、掛川は一木博士の御出身地であって、同地にある大日本報徳社は、同博士の実家の岡田家を中心となつたもので、博士御自身も同社の社長（第4代、昭和9（1934）年就任）を勤めておられたとのことを知り、漸く理解できた。

掛川に着いて、すぐ、道徳門・経済門と刻まれた大日本報徳社正門から入って、同社大講堂を見たが、明治36（1903）年に竣工したという立派な建物に一驚した。なお、同大講堂は、その後修復され、去る平成21（2009）年6月30日に、国の重要文化財に指定されたと聞く。（追加〈<https://www.houtokusya.com/>〉）

続いて、淡山翁記念報徳図書館（昭和2（1927）年竣工）や冀北学舎を見た。うち、冀北学舎は、明治10～17（1877～1884）年に一木博士の嚴父岡田良一郎氏（淡山、1839～1915）が旧佐野郡倉真村（現掛川市倉真）の自邸に開いていた私塾冀北学舎を移築したものとのことであり、静岡近代教育史上の歴史的建物とのことであった。その日は、久保先生の御帰京時間の都合で、社内のその他の建物（仰徳記念館、仰徳学寮（有栖川宮旧邸））とか、倉真の旧岡田邸跡（建物自体は現在富士宮に一部改裝の上移築されていると聞く。）には行けず、急いで掛川城に登り、天守と二の丸御殿等を見学して、帰途に着いた次第である。（追加〈<https://www.city.kakegawa.shizuoka.jp/kanko/spot-list/kakegawajyo.html>〉）

たまたまこの日久保先生よりお誘いをいただけたことで、報徳社のことに多少関心をもつようになり、あれこれ読んだりしていたが、その後、石野様にお会いする機会があつて、同氏が報徳社についても大変御造詣がお深いことを知った。石野様からは、掛川報徳社、

岡田家関係の様々な貴重な文献、資料等を見せていただくことができ、一時期報徳社のこと、岡田一族の歴史等について、いささか時間を割いた記憶がある。ただ、これらも、資料を読んで単に知るというだけもので、それ以上のことには進めず、この点は、残念なことであった。石野様が報徳社関係について多年の御研究を集大成されることを願ってやまない。いずれにしても、静岡でこうした懐かしい思い出を持つことが出来たのも、有難いことであり、これも、ひとえに久保先生、石野様の御厚情の賜物と、ただただ感謝している昨今である。

(平成 21 (2009) 年 9 月 23 日稿。一部訂正、追記。)

【紹介】「久保正幡博士略年譜・主要著作目録」抄

平成 10 (1998) 年

- ・『久保正幡略年譜・主要著作目録』(久保正幡先生御自編、B5 版、久保先生による「定本」との称あり。平成 10 (1998) 年 7 月 31 日刊。) (追加 <https://www.ndl.go.jp/>)
- ・『久保正幡略年譜・主要著作目録』(久保正幡先生御自編、製作・洋販、A5 版、貴重な「付録写真集 (平成 10 (1998) 年 10 月 20 日作成)」あり。久保先生による「定本縮刷版及び付録写真集」との称あり。平成 10 (1998) 年 10 月 20 日刊。上記の改訂版 (先生御自身での完成版)。)

令和 4 (2022) 年

- ・「久保正幡博士略年譜・著作目録 (三訂稿)」『CD 版 宮崎道三郎博士・小林宏先生・西村稔先生・高橋由利子先生略年譜・著作目録—【参考篇】【附篇】一ローマ法・法制史学者著作目録選 (第十五輯) —』(令和 4 (2022) 年 4 月 1 日刊) (ここに「(三訂稿)」とは、先生御逝去後逐次改訂中の「久保正幡博士略年譜・著作目録」の最新改訂稿である。)

[初出: 『大警視だより』続刊第 18 号]

元警察大学校資料主幹・渡辺忠威先生を偲ぶ

元広島県広島南警察署長 松岡 一正

学生総代の「休め」の号令で着席すると、講師は黒板いっぱいに「渡辺忠威」と書いて、「これをどう読むか」と学生に問いかけた。学生からは返答がなかったので講師は、「これは、ワタナベ・チュウイと読む」と正解を披露し、「組織の管理者は、部下の名前を早く正確に覚えるのが、第一の仕事である。」と結ばれた。これは、授業の導入部であり、私(たち)と渡辺忠威先生(1926~1986)との出会いでもあった。

私は、昭和 54 (1979) 年 10 月 20 日から翌昭和 55 年 3 月 12 日までの 163 日間、警察大学校(当時は東京都中野区西新宿にあった)本科第 54 期生として入校した。警視庁からの 86 人を筆頭に、広島県からの 11 人を含めて全国から 503 人の大所帯であった。

一方、講師の渡辺忠威先生は、大正 15 (1926) 年 7 月新潟県に生まれ、東京大学法学部を卒業。いわゆるキャリア警察官として、長崎県警教養課長をはじめ、富山県警警務部長、埼玉県警捜査二課長、神奈川県警捜査二課長、警察庁交通指導課勤務を経て東京陸運局自動車第二課長として運輸省に出向。その後福岡県警警備部長、警察大学校研究部付教授を歴任。昭和 49 年警察庁長官官房勤務となり、「戦後警察史」の編集に参画。昭和 52 (1977) 年 4 月警察大学校資料主幹に就任(渡辺忠威著『日本警察史点描』から)という経歴を持

っておられた。警察大学校における担当の授業は、「警察史」であった。

以下、渡名忠威先生の講義内容の概要であるが、なにしろ今を去ること約 50 年前のことである。もし、間違えた記述があるとすれば、すべて筆者の責任であることを、あらかじめお断りしておきたい。

【警察幹部に求めること】

法律は、保守的な宿命を持っている。しかし、それ（法律）を執行する警察官は、決して保守的であってはならない。歴史を見つめる自分が「確信」し、「世論」が求め、「法律」が命じていることこそ真に信頼できる。警察は、思想的には「無色」であり、機能的にしか作用しない。それが本来の在り方である。幹部は、そういうものをつかまなければならない。

【警察史について】

アリストテレスは言う。「歴史家はあったことを述べる。詩人はありうることを述べる。」と。同じ事実でも、歴史家の頭の中を経ると、それなりのその時点での考えに裏打ちされた記述になる。日本史における警察の位置は小さい。ライシャワーは、徳川（封建）時代について「延期された近代」あるいは「潜在的な近代」と言っている。我々は、そう考えたうえで「近代警察」を見るべきである。その観点からすると、諸君の将来進むべき方向は、川路利良をはじめとする数人の先輩の最大公約数とみて間違はない。

【警察官と武士道】

世界に冠たる日本警察の「源泉」は「武士道」である。（そうであるとすれば）物質面では、給料や装備は、まあまあ恵まれてきた。後顧の憂いを無からしめるだけのものはある。

精神面では、「武士道」がある。我が国の警察が、明治の初めに日本の近代警察として出発した際、その精神的支柱となったものは、「武士道」である。当時の構成員の 100%近くが武士であった関係もあって、これは誰も否定できないだろう。

武道の稽古でケガをしても、公傷制度が適用されたのは大正 7（1918）年であったという。つまり、制度ができて 50 年経って、ようやく適用されるようになった。この事実は、警察官と「武士道」とのつながりを意味するのではないかと思う。

これをもっと深掘りして考えると、「武士道」の源（みなもと）は日本人そのものの在り方に由来し、日本人の生きざまそのものかも知れないと私は思う。したがって、日本人の在るところ必ずその心の底にあって、然るべき時に発現すべく準備されていたのが、たまたま武士の姿を借りて明瞭な形で顕現し、「武士道」と言われたに過ぎないと考えるべきではなかろうか。日本人の生き方を探すこと、つまり日本人論を極めることかも知れない。そのための書物を列挙する。ぜひ読んでみて欲しい。

- ・新渡戸稻造著『武士道』・山岡鉄舟著『武士道』・大道寺友山著『武道初心集』・井上哲次郎監修『武士道全書』・和辻哲郎著『風土』・山鹿素行著『武士と士道』・会田雄二著『日本人の意識構造』・イザヤ・ベンダサン（山本七平）著『日本人とユダヤ人』・ルース・ベネディクト著『菊と刀』・中根千枝著『タテ社会の人間関係』・きだみのる著『にっぽん部落』

なお先に、「（現代の警察は）物質面では、後顧の憂いを無からしめるだけのものはある。」と言ったが、物質的に恵まれることは、人間の本質と関連し、ある時期がくれば必ず人間

を堕落させる。それは、過去の歴史が証明している。人間とは、本来弱いものである。不斷に厳しく、自制していかなければ、悔いを千載に残すことになる。

最後に渡辺忠威先生は、「竜（君自身）は雲（警察事案）に爪を立てて天に昇る。雲が出なければ竜は永遠に天に昇れない。竜（たつ）の落し子になってしまう。忍耐すべきときは十分忍耐せよ。押すべきときは押せ。」と、授業を締めくくられた。

そして、最後の最後に、いたずらっぽい笑みを含みながら、「警察史の権威者には、少し研究すればすぐになれる。なぜなら、警察史を研究する人はほとんどいないから、と言うのは冗談だが、誰でもいいから諸君の中からそういう人が出てくることを期待する。」と、述べられた。

(参考文献)・警察政策学会警察史研究部会編『令和元年度警察史研究部会特別調査研究報告書 近代警察史関係文献目録抄—川路大警視検討を中心に—』(警察政策学会資料・別刷、令和元(2019)年10月1日刊)中「第2編 第7 渡辺忠威氏著作目録」

(執筆者紹介) 松岡 一正(まつおか かずまさ) 昭和15(1940)年4月広島県福山市に生まれる。昭和37(1961)年7月から広島県警察官。平成12(2000)年8月広島南警察署長をもって退官、警視正。警察史研究を趣味とする。著書に『ひろしま隨筆自選集』(令和3(2021)年2月19日刊)、『「私」の履歴書』(令和5(2023)年4月15日刊)等あり。

(追記) 松岡氏にはその後「元警察大学校資料主幹・渡辺忠威先生を偲ぶ(2)—青山靈園警視庁墓地の探訪始める—」『大警視だより』続刊第20号(本輯には未収録。)あり。

[初出:『大警視だより』続刊第19号]

神奈川県警察雇チエー・ブレメルマンについて

警察政策学会警察史研究部会員 小野田博光

はじめに

ペリー提督が来航時、幕府に転落死したアメリカ海軍水兵の墓地を用意して欲しいと要求したことに由来し作られた山手外国人墓地には、40か国4,400人余の外国人が眠っている。建築家のジェイ・ハーバート、フェリス女学院創立者のメアリー・キダーら多くは明治期、日本の近代化に貢献した人々だが、生麦事件で犠牲となつたリチャードソンや航海の途中で亡くなつた名もなき船員達も含まれている。ドイツ人ブレメルマンもその一人である。同人の墓碑は長い年月を経て、殆ど読めなくなつてゐるが、ブレメルマンは神奈川県巡査として殉職し、手厚く同墓地に葬られたとある。外国人である同人が何故同県巡査に採用され、非業の死を遂げるに至つたのか。来日後の足跡を辿つてみた。

ブレメルマンの殉職経緯

(1) 殉職及び山手外国人墓地への埋葬の経緯

何故、ドイツ人であるブレメルマンが神奈川県警察に雇われ、殉職し、山手外国人墓地に埋葬されたのかは、詳細不明な点が多いが、大正5年警察協会神奈川支部出版の『神奈川県殉職警察官彰功録』によると、同人は、

○ドイツ ブレーメン市に生まれる。

○明治 11（1878）年、日本海沖で大風に遭遇し、檣を吹き折られた英國バルク形船¹ショッチス・フェヤレー号に乗組み、横浜港へ到着する。その後、三菱會社に雇用され、約 1 年間、汽船玄海丸のクオーターマスター²役を務める。同會社を辞してからも横浜に滞在し、日本人や支那人に語学を教授する。

○明治 17（1884）年 7 月、本県巡査に雇われ、居留地警察署に勤務し頗る評判が良かった。

○明治 17 年 11 月 1 日、仏人と比人が事を構え、港内函館街³で争った。変を聞いたブレメルマンは自ら進み出て銳鋒の間に入り、制止しようとしたが、狂乱した兇徒は容易に鎮静せず、かえって乱撃を受け、数創を被り倒れた。知らせを受け、署長以下急遽臨場したが、ブレメルマンは死に至った。享年 36 歳。皆、その勇敢な行動を褒め称え、特に、警察では警部の札をもって、山手の墓所に葬った⁴。

と、来日後の経歴及び殉職し、外国人墓地に葬られた経緯が簡記されている。

更に斎藤多喜夫著『横浜外国人墓地に眠る人々』によると、「居留地社会を支えた人々」の章で、

○ブレメルマン（Bremermann, Conrad, 1848ca-1884.10.1）はブレーメンの出身で、1878 年、英帆船の乗組員として来日し、郵便汽船三菱會社に雇用され玄海丸に乗船勤務した後、横浜で語学教師をし、1884（明治 17）年 7 月、居留地警察署に巡査として採用された。

○居留地警察署の重点的取締り対象に「流血の街（Blood Town）」と呼ばれる地域があった。この一帯にはマドロス相手の「チャブ屋」⁵と呼ばれる酒場や安宿・娼家が密集し、1882 年 3 月、居留民が時の英公使パークス⁶に提出した上書によれば、それらの店では激烈な悪酒を飲ませるので、多数の軍艦が入港する折には、上陸した水夫らがこの飲酒のため街頭で昼夜を分かたず闘争しているという。

○1884 年 9 月 21 日、共同運輸会社がイギリスに発注した汽船陸奥丸が入港し、フィリピン人の乗組員は解雇された。事件の発端は、29 日、その一人と彼らが止宿していた宿の従業員でイギリス人のジョン・コリンズが、フランス郵船ヴォルガ号の水夫との間で起こした喧嘩だった。10 月 1 日、ヴォルガ号と加勢のメンザレー号の水夫約 30 名が武装して上陸し、函館町でコリンズと「オンキャット」という名のフィリピン人を殺害した。異変を聞きつけてブレメルマンが現場に急行し鎮めようとしたが、闘争に巻き込まれ、刃物で刺されて重傷を負ってしまった。署長らが駆けつけた時にはすでに手遅れだった。就任してから数か月後のこと、36 歳の若さだった。東京横浜毎日新聞は「職務に勉励せられ、大

¹ バルク形船 ばら積み貨物船（ばらづみかもつせん、散積貨物船）、あるいはバルクキャリア（英語：bulk carrier）、バルカー（bulker）は、梱包されていない穀物・鉱石・セメントなどのばら積み貨物を船倉に入れて輸送するために設計された貨物船である。最初のばら積み専用貨物船が 1852 年に建造されて以来、経済的な理由によりこうした船の開発は促進され、規模を拡大させ洗練させてきた。今日のばら積み貨物船は容量・安全性・効率性を最大化しながらその任に耐えられるように特別に設計されている。

² クオーターマスター【quartermaster】操舵および操舵装置の整備などに従事する船員。操舵手。

³ 函館街 函館町・神奈川県横浜市にあった町名。横浜居留地 30 か町のひとつ。

⁴ 『神奈川縣殉職警察官彰功録』（警察協會神奈川支部出版、大正 5 年刊）10 頁

⁵ チャブ屋は、1860 年代から 1930 年代の日本において、日本在住の外国人や、外国船の船乗りを相手にした「あいまい宿」の俗称。「横浜独自の壳春宿」といわれることもあるが、函館や神戸など他の港町にも存在していた。外国艦船寄港時、同所を舞台とした殺傷事件等跡を絶たなかった。

⁶ ハリー・パークス（1828～1885）は 1865 年～1883 年の間、駐日英國公使を務めた。

に事務改良等の効もありし人」とその非業の死を悼んでいる。このため警察では警部の待遇で山手外国人墓地五区に埋葬し、翌年3月31日に墓碑の除幕式を行った⁷。
と、より詳細な殉職・埋葬経緯が記されている。

(2) ブレメルマンの身分について

明治初期の警察制度が確立されていなかった時期とは言え、外国人であるブレメルマンが果たして神奈川県巡査になれたのであろうか。前記『彰功録』本文を見ると、同人について「本県巡査に雇われ」と記載されているが、同『彰功録』目次には他の殉職者には階級が付されているものの、ブレメルマンの階級欄は「警察雇チエー・ブレメルマン君」と付されているのみである⁸。

『横浜外国人墓地に眠る人々』では「居留地警察署には英語に堪能な日本人警察官もいたが、外国人も雇用されていた」との記述がある⁹。

更にブレメルマンの殉職について、当時の東京横浜毎日新聞は、

○・・・取り敢えず居留地取締りを勤め居る神奈川縣?雇外國警官獨人ブレメルマン氏と巡査若干名が派出せられ・・・

○昨日の紙上横濱外人騒動の?聞獨人ブレメルマン氏の葬式は警察取締の格にて執行せられたりと記せしは全く警部の扱を以てせられし・・・

○同人の殉職は、治安の悪さに比し、同署の体制が弱かったことによるとして、縣令に居留地の平穏を保つため、少なくとも外国人10名を用いて、巡査の数を増加することを要請することを決定した

等と報じている¹⁰。

幕末から明治にかけて、「お雇い外国人」と呼ばれる仕組が存在した。殖産興業と富国強兵を推進するため、日本では得られない知識、技能、技術等を有する外国人を積極的に官民間わず雇用するものであり、官庁の上級顧問だけでなく単純技能者も含まれていた。日本の近代化に向け、学術・教育・外交・軍事・経済・医学・工業技術等幅広い分野で多くの外国人が雇用されたのである。ラフカディオ・ハーンやエドモンド・オーギュストなどその代表であろう。これら外国人の明治3、4年頃の月俸は、太政大臣三条実美が800円、右大臣岩倉具視が600円だったのに比し、最高は造幣寮支配人ウィリアム・キンダーの1,045円であり、明治23年までの平均月俸は180円とされ、彼らがいかに重用されていたかが伺える。以上のことから、ブレメルマンも広義の「お雇い外国人」の一人であったのではないだろうか。『彰功録』等に見られるように、同人は日本人に操船技術を伝授し、語学を教授し、「警察雇」となってからも事務改良に効ありとされ、他の「お雇い外国人」の例にあるように、手厚く外国人墓地に葬られてもいる。同人は時の政府が招請したような著名な外国人ではなかったものの、外国人の往来が頻繁で治安上の問題が多い横浜で必要とされ、警察官という身分ではなく「警察雇」として雇用されるに至ったと思料される。

⁷ 斎藤多喜夫『横浜外国人墓地に眠る人々』(有隣堂、平成24年7月刊) IV居留地社会を支えた人々
195~197頁

⁸ 『神奈川縣殉職警察官彰功録』目次2、10頁

⁹ 『横浜外国人墓地に眠る人々』195頁

¹⁰ 東京横浜毎日新聞 明治17年10月3、7、8日付け記事

終わりに

幕末から明治にかけて来日した多くの外国人の大半は「お雇い外国人」として、各方面で活躍し、近代国家としての明治日本の建設に寄与した¹¹。

警察雇ブレメルマンも数か月という短期間ではあったが、居留地警察署に務め、近代國家建設の基礎となる治安維持に尽力した。

ブレメルマンは警察雇として県に雇われ、警察官という身分・階級こそななかったが、日本人警察官と同様に巡査としての職務を果たしていたのである。

当時の記録によれば、悪酒を飲ませるチャブ屋等受け入れ側の問題もあるものの、横浜に寄港する外国艦船の乗組員らの車夫への未払い、飲食店での殺傷事件等日常茶飯事で、横浜居留地の治安は著しく乱れていた。ブレメルマンの死はこのような状況に一石を投じたものであった。

山手外国人墓地にはまだまだブレメルマンのように、異国の中でも異国のために奮闘努力した多くの来日外国人が人知れず眠っているのではないだろうか。

[初出：『大警視だより』 続刊第 19 号]

【謝辞】小杉修二顧問格部会員・会員の御退会に寄せて

警察政策学会警察史研究部会員・大警視川路利良研鑽会会員小杉修二氏（96歳）におかれでは、御高齢の故をもって本令和 6（2024）年 3月末に退会された。同氏は研究部会長・研鑽会会长であった加藤晶氏及び廣瀬權氏とは警察庁御在職中から極めてお親しかったことから、平成 31（2019）年春両氏の強いお勧めを受けて顧問格として入会され、後進を暖かく指導されるとともに、近代警察史研究に多大の御業績を残された。

小杉氏は、『大警視だより』 続刊第 9 号（加藤晶会長追悼号 II、通巻第 38 号、令和 22（2020）年 1 月 1 日刊）に心温まる「故加藤晶会長を偲ぶ—2019 年 9 月 28 日（土）故人追悼の儀に当たり、故人様の思い出を語る。—」（『警察政策学会資料』第 110 号 224～230 頁に再録。）を載せられているが、末尾の「執筆者紹介」によれば、氏は「昭和 33（1928）年 8 月生まれ（令和元年 12 月末で 91 歳 4 ヶ月）、同 24（1949）年 5 月警視庁に入り、同 32（1957）年 1 月警察庁刑事部捜査課に出向、翌 33 年 4 月警察庁に局制採用、35 年捜査第二課新設により刑事局捜査第一課勤務、その後警察大学校本科第一部（第 24 期）、特別捜査幹部研修所（第 1 期）各卒業、昭和 43（1968）年 3 月任警視、特別捜査幹部研修所教授となり、爾後警察庁、全国府県の捜査幹部等を歴任、昭和 59（1984）年警察庁刑事局鑑識課長、同 60 年福井県警察本部長、同 61 年警察庁刑事局捜査第一課長となり、昭和 62（1987）年 7 月退職。」とのことである。なお、警察政策学会との関係では、創設発起人のお一人にして初代事務局長、初代理事をされておられ、今後も学会本体にはそのまま席を置かれるとお聞きする。小杉氏の小会に対する御恩恵に深く感謝するとともに、益々の御健勝と御多幸とをお祈りいたしております。

[初出：『大警視だより』 続刊第 19 号]

¹¹ 『お雇い外国人 92 年度共同研究』 1 頁 平成 5 年 4 月 横浜市大公開ゼ OB 会共同研究 A グループ 落合健夫以下

高千穂峰と坂本龍馬——ランニングで巡る歴史旅日記 9

大警視川路利良研鑽会会員 松宇正一

はじめに

私はこれまで、会社の仕事での長期出張で青森県、埼玉県、岐阜県、宮崎県への滞在を経験している。そのなかで、平成 27（2015）年 11 月に 2 週間滞在した宮崎出張の際、週末の休日を利用してわずかに鹿児島県に足を踏み入れ、貴重な観光をした経験がある。

丸に桔梗という家紋の家に生まれ育った私は、なんとなく同じ桔梗紋の坂本龍馬に親近感があり、彼が登ったという高千穂峰（たかちほのみね／1,574m）に登頂したのだった。

成層火山

高千穂峰は、霧島錦江湾国立公園内にある日本二百名山である。霧島連峰と呼ばれる同じエリアに百名山の韓国岳（からくにだけ／1,700m）がある。典型的な成層火山で、山体の傾斜は、麓では緩やかであるが、中腹から山頂部にかけて急傾斜になる特徴があり、富士山（3,776m）、浅間山（2,568m）などと同様、非常に美しい稜線を描いている。

山頂手前には、直径東西約 500m、深さ約 200m の噴火口があり、御鉢（みはち）と呼ばれている¹。宇宙空間のようなスケール感抜群の景色であり、休日は家族連れなどの登山客でにぎわっており、思い思いに絶景を楽しんでいるようだった。

天孫降臨の頂

高千穂峰は都城盆地などの平野部から直接見ることができ、雲海に浮かぶ島のような山頂が霧島という名の由来とされている。また、高千穂峰は天孫降臨の地とされており、山頂に青銅製の剣が突き刺さっている。これは、天照大神の孫である瓊瓈杵尊（ににぎのみこと）が降臨した際に峰に突き立てたものと言い伝えられており、天逆鉢（あまのさかほこ）と呼ばれている。立入禁止となっているため触ることはできないが、かつて坂本龍馬がこの剣を抜いたという逸話を



まるで富士山のような美しい稜線



御鉢に沿うように続く登山道



山頂に突き立つ銅製の鉢「天逆鉢」

¹ 高千穂峰付近は行政境界が入り組んでいる。宮崎県小林市、西諸県郡高原町、都城市の境界部に、鹿児島県霧島市が御鉢の火口内縁部分に沿って西斜面からグルっと割って入る形となっており、興味深い。

聞くと、抜いてみたい衝動に駆られる²。

日本初の新婚旅行

坂本龍馬が妻お龍（りょう）とこの地を訪れ、天逆鉾を抜いたことは、姉乙女宛の書簡に残されている。龍馬夫妻のこの登山は「日本初の新婚旅行」ともいわれている³。

元治元（1864）年5月、龍馬は檜崎龍（お龍）と出会い、のちに彼女を懇意にしていた寺田屋の女将・お登勢に預けている。

お龍の後年の回想によると、幕末動乱の最中だったこの年の8月1日に龍馬とお龍は内祝言を挙げている。8月中旬頃、龍馬は勝海舟の使者として薩摩の西郷隆盛に面会し、「なるほど西郷という奴はわからぬ奴だ。少し叩けば少し響き、大きく叩けば大きく響く。もし馬鹿なら大きな馬鹿で、利口なら大きな利口だろう」と勝に報告したとされる。それを聞いた勝は「坂本もなかなか鑑識のあるやつだ」と書き残したという。

薩摩藩と龍馬

慶応元（1865）年3月12日に廃止となった神戸海軍操練所の塾生だった龍馬らの庇護を受けた薩摩藩は彼らの航海術の専門知識を重視し、五代友厚らがその年の5月頃、彼らに出資を行い、亀山社中の元となっている。

討幕急先鋒の立場にある長州藩に対抗するため幕府は国外勢力に対して長州との武器弾薬類の取引を全面的に禁止。ここで龍馬は薩摩藩名義で武器の調達を行い密かに長州に転売、長州から薩摩へは当時

不足していたとされる米を回送する策を提案した。この取引の実行は亀山社中が担当。8月、長崎のグラバー商会からミニエ一銃4,300挺、ゲベル銃3,000挺の薩摩藩名義での長州藩への買いつけ斡旋に成功し、これが亀山社中の初仕事となった。薩長両藩の当面の困難を解消することに成功した彼らは、両藩の歩み寄りのきっかけ作りの立役者というこ



霧島神社付近から望む「高千穂峰」



生誕180年イベントの櫻を掛けた龍馬とお龍。塩浸温泉には、龍馬とお龍の縁結びの足湯や龍馬が入ったとされる湯舟がある。

² 「日向の襲の高千穂の峯に天降ります」と日本書紀に記述がある天逆鉾は、霧島東神社の御神体として崇められているため、本来は写真撮影すら慎まねばならない。ファミコンのゲームソフト「ドラゴンクエスト」になぞられたテレビ東京のドラマ「勇者ヨシヒコと魔王の城」のオープニングでも主人公が剣を抜き、勇者である証を得た場面があるが、天逆鉾を抜くなどもっての外である。

³ 平成22（2010）年のNHK大河ドラマ「龍馬伝」では、龍馬役の福山雅治とお龍役の真木よう子により、女人禁制のこの山にお龍が男装して龍馬と登るシーンが描かれている。

とになる⁴。

薩長同盟成立の2日後、慶応2（1866）年1月23日、伏見の寺田屋に泊まっていた龍馬は、伏見奉行所の役人に踏み込まれたが、寺田屋で働いていたお龍の機転などにより、薩摩藩邸に逃げ込むことができた。両手の親指などに深手を負った龍馬は、薩摩藩邸でお龍の看護を受け、その後お龍と結婚し、西郷隆盛や小松帶刀の勧めもあって、薩摩の霧島山に傷の療養を兼ねた新婚旅行に出かけたのである。

おわりに

第二の人生のスタートに当たって、私は妻との二度目の新婚旅行（！）を計画している。それは、龍馬とお龍が逗留した温泉「塩浸温泉」を訪れたのが奇しくも龍馬の誕生日でもあり命日でもある11月15日であり、その年は全国で様々なイベントが行われている生誕180年の節目の日でもあったため、気持ちが高ぶった私が二人の銅像の前で「今度は妻を連れて来ます。」と思わず記帳してしまったからである。

初めてはバブル時代を背景とした海外旅行であったが、今度は龍馬とお龍にあやかって鹿児島県は指宿での砂風呂を楽しむと決めている。その折は、薩摩の皆様方の手厚いもてなしに大いに期待するところである。もちろん、薩摩富士と呼ばれる雄大な開聞岳（924m）をバックに行うランニングも楽しみであることは言うまでもない。

（了）



霧島神宮付近から見えた鹿児島のシンボル「桜島」（高さは1,117m（北岳・御岳））

「ランニングで巡る歴史旅日記」既載一覧

- | | |
|--|-----------------|
| 1 越前歴史紀行——信濃から飛騨、美濃を抜けて | <大警視だより 続刊 11号> |
| 2 謙信道——川中島に向かう越後上杉軍のルート | <大警視だより 続刊 12号> |
| 3 飯縄信仰と戦国武将たち——ランニングで巡る歴史旅日記 | <大警視だより 続刊 14号> |
| 4 源頼朝と善光寺——ランニングで巡る歴史旅日記 4 | <大警視だより 続刊 15号> |
| 5 駒ヶ岳と義仲と北条氏の末裔
——ランニングで巡る歴史旅日記 5 | <大警視だより 続刊 16号> |
| 6 奥只見湖の銀山跡と尾瀬
——ランニングで巡る歴史旅日記 6 | <大警視だより 続刊 17号> |
| 7 日本百名山駒ヶ岳4座踏破と長岡藩家老河井継之助
——ランニングで巡る歴史旅日記 7 | <大警視だより 続刊 18号> |
| 8 三峯神社の龍神と白狼
——ランニングで巡る歴史旅日記 8 | <大警視だより 続刊 19号> |

〔初出：『大警視だより』 続刊第20号〕

⁴ 当時、薩摩藩を中心とする会津藩など幕府勢力からの大打撃を受け、長州藩には根強い反感が生じており、一部の藩士は「薩奸會賊（さっかんかいぞく）」の四文字を下駄底に書き踏みつけて鬱憤を晴らす者がいたほどであった。

跋

本輯は、本年の警視庁創立 150 年に際し当初「「川路大警視研鑽」特集号」として企画したものですが、年度始めの 4 月 1 日に廣瀬権部会長から新谷珠恵部会長に交代したこともあり、その記念号ともなりました。両氏の益々の御健勝と御発展を祈念いたしております。

作成に当たっては、従前の如く警察政策学会様より格別の御高配に与りました。ここに謹んで厚く御礼申し上げます。

令和 6 (2024) 年 12 月 17 日謹誌

(参考) 川路利永名誉会長、新谷珠恵部会長及び廣瀬権顧問最近著作目録 (抄)

1 川路利永名誉会長

- ・「大警視が愛した甘いもの」『大警視だより』続刊第 19 号（令和 6 (2024) 年 7 月 1 日刊）6 頁（本輯未収録）
- ・「Hello,Goodbye」『大警視だより』続刊第 19 号（令和 6 (2024) 年 7 月 1 日刊）6 頁（本輯 1~2 頁に再録）
- ・「警視庁創立 150 年に」よせて一川路大警視あれこれ（御講演要旨）』『大警視だより』続刊第 20 号（令和 7 (2025) 年 1 月 1 日刊）11~13 頁（本輯 13~15 頁に再録）
- ・「「恋人も濡れる街角」」『大警視だより』続刊第 20 号（令和 7 (2025) 年 1 月 1 日刊）3~5 頁（本輯未収録）
- ・「川路名譽会長様『大警視だより』続刊御寄稿一覧」『大警視だより』続刊第 20 号（令和 7 (2025) 年 1 月 1 日刊）11~16 頁（本輯未収録）

2 新谷珠恵部会長

- ・「就任御挨拶」『大警視だより』続刊第 19 号（令和 6 (2024) 年 7 月 1 日刊）23~26 頁（本輯 5~8 頁に再録）
- ・「実り多き「警察史研究」に想う」『大警視だより』続刊第 19 号（令和 6 (2024) 年 7 月 1 日刊）27~29 頁（本輯未収録）
- ・「序文+〈情報の海に漂う「価値」～ピカソかピカチュウか～〉」『警察政策学会資料』第 138 号『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—(第五輯)』(本輯、令和 6 (2024) 年 12 月刊) (1) ~ (6) 頁
- ・「お花畠でつかまえないで」『大警視だより』続刊第 20 号（令和 7 (2025) 年 1 月 1 日刊）7~9 頁（本輯未収録）
- ・「「浦郷官修墓地」墓前祭に参加して」『大警視だより』続刊第 20 号（令和 7 (2025) 年 1 月 1 日刊）36~37 頁（本輯未収録）

3 廣瀬権顧問

- ・「廣瀬権氏著作目録」『大警視だより』続刊第 19 号（令和 6 (2024) 年 7 月 1 日刊）16~20 頁（本輯未収録）
- ・「経過観察、2 年終了」『白珪』第 2 号（令和 6 (2024) 年 11 月 30 日刊）32~34 頁（「警察史研究部会電翰参考資料」令和 6 年度第 243 号（通巻第 273 号、令和 6 (2024) 年 12 月 10 日発行）に再録）
- ・「井黒弥太郎『追跡 黒田清隆夫人の死』を読む」『大警視だより』続刊第 20 号（令和 7

- (2025) 年 1 月 1 日刊) 21~28 頁 (本輯 23~30 頁に再録)
・(予定)「井黒弥太郎『追跡 黒田清隆夫人の死』を読むの後日談」『大警視だより』続刊
第 21 号 (令和 7 (2025) 年 7 月 1 日刊 (予定))
- *****

簡便索引 (執筆者等索引)

【あ行】

- 臼井良雄 令和 6 年度横須賀市「浦郷官修墓地墓前祭」と警視総監から横須賀・深浦町内会へ感謝状贈呈 : 35
小野博司 【特別寄稿】五十而知天命—「外地法制誌」と中村涉一 : 36
小野田博光 川路大警視の展墓について : 18 神奈川県警察雇チエ・ブレメルマンについて : 44

【か行】

- 笠井聰夫 警察手眼と牧民之書 : 21、閉会挨拶—川路名誉会長様、川路家の益々の御発展を祈念して— : 16
川路利永 「Hello, Goodbye」 : 1、警視庁創立 150 年によせて—川路大警視あれこれ (御講演要旨) : 13
【川路名誉会長様御紹介】 : 12
【謹告】警察政策学会警察史研究部会長及び大警視川路利良研鑽会会長の交代 : 1
小風 明 官修墳墓について : 31
【謝辞】小杉修二顧問格部会員・会員の御退会に寄せて : 47

【さ行】

- 【追悼辞】元警察政策学会警察史研究部会員齋藤眞康氏の御長逝を悼む : 4
阪本尚文 【特別寄稿】1939 年度『大塚久雄先生講義プリント』をめぐって : 38
佐々木 健 【特別寄稿】田原坂 : 警察と近代と紙幣と : 19
重田麻紀 【特別寄稿】講演に際しての雑感—廣瀬權会長の御退任を惜しみて— : 2
新谷珠恵 就任御挨拶 : 5、序文+〈情報の海に漂う「価値」～ピカソかピカチュウか～〉 : (1)

【は行】

- 廣瀬 権 井黒弥太郎『追跡 黒田清隆夫人の死』を読む : 23

【ま行】

- 松井幹郎先生、加藤晶会長と大警視川路利良研鑽会、『大警視だより』及び『大警視だより』続刊のこと : 16
松宇正一 高千穂峰と坂本龍馬——ランニングで巡る歴史旅日記 9 : 48
松岡一正 元警察大学校資料主幹・渡辺忠威先生を偲ぶ : 42
(武藤誠先生) 御令室武藤都喜子様御書翰 : 9
(再録) 武藤誠先生「西郷と大久保の手を握らせよう」 : 9

【や行】 吉原丈司 ある日の久保正幡先生—北康宏教授御新著『中田薰』に接して— : 40

- 【その他】 【凡 例】 : (7)、【附録】警察政策学会警察史研究部会等作成資料一覧 (抄) : (7)、【新刊紹介】(抄) : (8)、【史料紹介】 : 30、跋 : 51、(参考) 川路利永名誉会長、新谷珠恵部会長及び廣瀬權顧問最近著作目録 (抄) : 51、【簡便索引】 : 52

警察政策学会資料 第138号

近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—（第五輯）

令和6（2024）年12月

編集 警察政策学会
警察史研究部会

発行 警察政策学会

〒102-0093

東京都千代田区平河町1-5-5 後藤ビル2階

電話 (03) 3230-2918・(03-3230-7520)

FAX (03) 3230-7007